

平地型農村社会の構造と動態

(研究課題番号 10610174)

平成10年度～平成12年度科学研究費補助金

(基盤研究(C)(1))

研究成果報告書

平成13年3月

研究代表者 秋葉節夫

(広島大学総合科学部教授)

研究組織

研究代表者：秋葉節夫（広島大学総合科学部教授）
研究分担者：永野由紀子（山形大学人文学部助教授）
研究分担者：加藤真義（福島大学行政社会学部助教授）

研究経費

平成10年度	800千円
平成11年度	600千円
平成12年度	800千円
計	2200千円

目次

第1章	稲作農民の営農志向	1
第1節	はじめに	1
第2節	庄内農業の現状	1
第3節	「施設主導型」の共同化－鶴岡市平京田集落	13
第4節	「高速道路関連事業」と共同化－酒田市漆曾根4区集落	19
第5節	小括	25
第2章	干拓地農村における大規模経営農家の試み	28
第1節	はじめに	28
第2節	岡山市の農業と農家経営	29
第3節	ふたたび問題の所在について	44
第4節	「藤田雄町会」の活動と組織構成	45
第5節	雄町会会員の農業経営の現況	50
第6節	小括	55

第1章 稲作農民の営農志向

第1節、はじめに

現在、農業をめぐる環境には厳しいものがある。とくに、基幹作物である水稲作については、「生産調整」(減反政策)の実施とともに、他方では米価の下落がある。また、1995(平成7)年には、新しく「新食糧法」が施行され、米流通への市場原理の導入や規制緩和がおこなわれ、生産農家にとっては、自由化への変化となって厳しい事態も想定される。とくに、水稲単作という特徴的な農業経営を進めてきた地方においては、事態はより深刻であろう。

ところで、われわれはこれまで山形県庄内地方を対象として、多くの事例調査をおこなってきた。ここでは、以上のような問題状況、とくに現在の水稲単作地帯における農家経営の困難という事態を踏まえて、その克服のために稲作農民が現時点でどのような営農の方向を模索しているかを検討してみたい。後述するように、庄内地方では、従来、個別農家の個別的な農用機械装備にもとづく経営が行われてきたが、近年における農業をめぐる事態の変化のなかで、過剰投資感が進行していた。他方では、そこにライス・センターの稼働ともあいまって乾燥・調整の共同化が実現していく。そして、その共同化は、乾燥・調整だけではなく、コンバインの共同所有をテコとした秋作業の一貫した共同化の方向で志向されている。もとより、共同化の内容は一様なものではない。個別事例で示すように、個別農家の経営上の利益となる条件が整ったところで共同化は始まり、継続するのである。それでは、当の共同化は庄内地方でどのように進んでいるのか。この点の一端を明らかにするために、以下のとうな手順を踏んで検討してみたい。すなわち、2、庄内農業の現状。ここでは、庄内地方の近年の概況を統計資料をもって分析する。3、「施設主導型」の共同化。鶴岡市平京田集落を事例として取り上げ、その集落の共同化への動きを、ライス・センターを通じた共同化の方向との関係である。4、「高速道路関連事業」と共同化。同じく庄内地方に位置する酒田市漆曾根四区集落を事例として取り上げる。ライス・センターとともに、「高速道路関連事業」の実施と関わった共同化の進展を検討する。こうして、全体として、庄内地方の稲作農民の現時点での営農の方向を検討するわけである。

第2節、庄内農業の現状

われわれの検討が対象とする山形県酒田市北平田地区、同鶴岡市京田地区を含む山形県庄内地方については、すでに多くの研究があり、そこで農業の現状につ

いても言及されている。したがって、ここでは、統計資料を用いて、課題に関わる限りでの検討をおこなってみたい。

まず、図表の掲示は省略するが、主要な農業機械の普及状況では、1975年を境にして、トラクター、田植機が総台数を増加させながら、同時に大型化してきていた。93年以降は調査が実施されていないが、大型化が示されていた。また、秋作業機としては、自脱型コンバインが同じく75年以降増加するとともに、大型化が進んだといえる。他方、それとセットになった乾燥機の循環型を中心とする普及が見られたが、数字の上では実証できないが、ライスセンターへの加入から、総台数は減少している。全体として大型化・利便化が求められるとともに、省力化の方向が目指されてきたといえるであろう。

ところで、このような機械化一貫体系の形成は、10アール当たり投下労働時間を減少させることになるであろう。表1は、山形県の数字であるが、経営規模別水稲10アール当たり投下労働時間を年次別に示したものである。75年から95年にかけて、全体の労働時間は78・4時間から、35・2時間と半減以上を示しており、とくに1・5ヘクタール以上層で平均以上の減少となっている。したがって、省力化の効果は、大規模農家層に現れていたということができよう。さらに、表2は、同じ10アール当たり投下労働時間を作業別に見たものである。これによると、80年代以降、減少が進んだものの、90年以降は、減少が緩慢になっており、95年時点で見ると、労働時間は増加していることがわかる。他方、種子予措、苗代、追肥などの時間はこれまで減少していなかったが、それも87年以降は減少に転じている。現在では、すべての作業で労働時間の減少が見られる。つまり、機械化一貫体系の完成によって機械作業による労働時間の減少は終わり、また80年代半ば以降は、水稲農業の条件が悪化したことによって、農業機械の更新を通じた大型化・高性能化が抑制された結果、労働時間の減少が頭打ちになっているということが示されるのである。

次に、表3によって、庄内の農業労働力編成の年次別変化を見ると、95年時点で一戸当たりの家族員数がほぼ5人、世帯主夫婦と後継者夫婦、そしてその少数の子供という単純な直系家族が標準的な型として定着し、一戸平均1・4人程度の家族労働力が各家の農業生産の担い手となっていることが理解されるのである。また、臨時的受入労働力を見ると、減少したレベルで90年以降は安定をしていることを見て取ることができる。つまり、臨時雇は、ある程度の安定を示しているのである。

さて、それでは、このように、一戸当たり平均1・4人の家族労働力にもとづくものとして展開されてきた庄内の水稲農業は、どのような平均収量を示しているのだろうか。この点を表4によって見ると以下の通りである。すなわち、

10アール当たり平均収量は、85年以降6.00キロ前後の水準にあるが、内容的には、豊凶の揺れは大きく、95年時点では、庄内平均5.44キロとなっている。しかしながら、こうした水稲作の収量のなかで、水稲作農家経済の悪化が著しい点は注意を要するところである。表は揭示していないが、生産物価額は低迷しており、農業収入としては改善していない。また、労働費当たり生産物価額と物財費当たり生産物価額がともに低水準にあるわけである。そして、当然のことながら、この傾向は、小規模層において特に著しいのである。

ところで、表5を見てみると、生産物価額が80年代半ば以降低下していくなかで、一戸当たりの現金収入は、とくに90年代以降、300万円台に抑え込まれている。ところが、家計費現金支払額は、90年代以降は700万円台にまで上昇してきているのである。その結果、家計費充足率は3ヘクタール以上層であっても、80年以降100パーセントを割り込み、95年時点では、38パーセントとなっているのである。こうして、すでに述べた水稲作の労働時間の短縮とともに、家計費充足率の低下は、農家経営の維持が、水稲作以外の部門による下支えを必要としているということがいえるわけである。

そこで、この点についてプラス・アルファ部門、つまり複合部門の方向を見てみたい。これまで畑地をほとんどもたなかった庄内の水稲作農家にとって重要な位置を占めてきた畜産については、例えば肉牛では、80年代半ばまで発展が見られたが、それ以降数の上では減少に転じている。ただ乳用牛、肉牛、豚、採卵鶏いずれも、飼養農家数は減少しながら、一戸当たり飼養頭羽数の増加が見られる。つまり、水稲作農家と畜産農家への分化傾向が示されている。畑作では、山麓地帯のダイコン、庄内柿などすでに特産品としての地歩を得ている作物は、面積・収量ともにそれなりの数値を示している。また、施設園芸では、総数はなお少ないが、増加が見られ、商品価値の高いメロンも95年までは増加傾向を示していた。このように、水稲作以外の部門については、その部門に特化しなければ経営が成立しにくく、したがってプラス・アルファに進出する農家は、その部門への比重を高めざるをえない。その意味で、少数の特定農家が複合経営をめざすことで、合理的な農家経営が志向されている。

さて、それでは、以上のような庄内農業の状況のなかで、農家各層はどのような動向にあるのであろうか。表6によって、経営規模別農家数の変化を見ると、1975年には3.5ヘクタールにあった戸数増減の分岐点、つまり農民層分解の基軸が、その後高まり、95年には、5.0ヘクタールに推移しているのが解る。こうして現在では、5.0ヘクタール以上層の増加とそれ以下の規模層の減少が特徴的である。したがって、確かに、水稲作経営規模の拡大が水稲作農家の選択肢のひとつだとしても、その選択肢を取れる農家の数は少数であることに注

意をしておかなければならない。このように、農地流動化が停滞しているのは、一方では土地高騰が農地にも及んで農地を購入しても経営が成り立つ採算がとれないこと、他方では米価の低下がその事態を深刻にしていることがある。また、小規模農家が農地を所有したままで農外就労する形態が圧倒的であることにもよるのである。

もとより、こうした経営規模別農家数の変化の背後には、兼業化の動向が存在するわけである。表7は、専兼別農家数の変化を示したものである。これによれば、総農家数は75年以降、一貫して減少している。そのなかで77-80年には、専業農家と第一種兼業農家の減少、第二種兼業農家の増加となっていた。しかし、87-90年に専業農家と第一種兼業農家の減少と第二種兼業農家の微増という傾向が示されたあと、90-95年ではすべて減少となっている。こうして、庄内において、水稲作の担い手は、現在のところ、第二種兼業農家が圧倒的多数であり、逆に、専業農家は一割を切っている状況である。ただし、確かに、90年以降では、減少に転じてはいるものの、80年以降では、専業農家が漸増していた点には注意が必要である。しかし、第二種兼業農家は依然として多く、兼業化は顕著である。さらに、「農業センサス」によって、被傭兼業別従事者数の変化を見ると次のようである。すなわち、75年以降、一戸当たりの兼業従事者数は1.9人であり、兼業種類別では、職員勤務、恒常的賃労働の安定雇用の増加が見られる。全体として、兼業従事者数の減少はあるが、他方では安定的な通年勤務の形態で、兼業の内容は深化してきているわけである。

さて、以上の点を踏まえるならば、庄内地方における水稲作農業の展開は三つの方向をたどってきたものといえる。その第一は、水稲作志向である。機械の大型化によって家族労働力で耕作可能な面積が拡大し、そうして受託耕作を含めて水稲作の拡大をはかる志向が見られた。もちろん、現在では、米価の低下、土地流動化の停滞などから、この農家数は多くはないが、営農志向としては存在しているのである。第二は、これも少数ながら、プラス・アルファに従事し、こうして水稲作以外の部門を発展させようとする複合経営志向である。もちろん、その際にも、水稲作が基幹であるが、プラス・アルファ部門も取り入れることで農業収入の増加をはかるわけである。第三には、農外就業志向である。これは農業所得だけでは生計の維持が困難となったため農外収入に依存して家計を保持し、他方ではまた、農業経営も維持していこうとする形態である。農業を取り巻く環境が厳しい現在、この農外就労志向が数の上では圧倒的となっていることはいうまでもない。

ところで、すでに庄内地方の事例研究において、庄内農民の場合、「水稲作の機械化によって生じる余剰労働力を多様に配分することによって、その完全燃焼

表1 経営規模別水稲10a当り労働時間(山形県：1990-95年)(単位：時間)

		30a未満	30-50	50-100	100-150	150-200	200-300
1990年	家族	80.0	55.7	50.7	45.9	38.4	30.7
	雇用	—	1.1	0.2	—	1.3	1.8
	計	80.0	56.8	50.9	45.9	39.7	32.5
		50a未満	50-100	100-150	150-200	200-300	
1995	家族	52.4	55.8	42.4	29.9	30.3	
	雇用	1.5	1.0	0.5	0.7	0.4	
	計	53.9	56.8	42.9	30.6	30.6	
		300a以上	平均				
1990年	家族	29.5	38.8				
	雇用	0.3	0.7				
	計	29.8	39.5				
		300-500	500a以上	平均			
1995	家族	25.4	28.4	34.7			
	雇用	0.1	0.5	0.5			
	計	25.4	28.8	35.2			

注：『山形農林水産統計年報』各年次所収の農産物生産費調査より作成。1995年は販売農家の数値である。

表2 作業別水稲10a当り労働時間(山形県：1989-95年) (単位：時間)

	種子予 措苗代	水田耕 起整地	基肥	田植	追肥	除草	灌排水 管理	防除	稲刈 脱穀	籾摺 乾燥
1989年	7.2	3.8	1.9	6.2	1.2	2.3	7.1	0.8	10.7	3.1
1991	6.2	3.3	1.6	5.7	0.8	1.5	6.5	1.0	7.7	2.9
1993	5.9	3.0	1.1	5.2	1.0	1.2	6.0	0.9	5.4	2.6
1995	5.7	3.2	1.4	5.1	0.7	1.3	6.7	1.1	6.0	2.2

	生産 管理	計	動力運 転時間	雇用
1989年	—	44.3	14.7	0.8
1991	0.7	37.9	12.9	0.4
1993	0.9	33.2	11.9	0.2
1995	0.1	35.6	—	—

注：『山形農林水産統計年報』各年次所収の農産物生産費調査より作成。

表3 農業労働力編成(庄内：1990-95年) (単位：人)

	家族員数 (1戸当り)	農業専従・ 主従事者数 (1戸当り)	年 雇 実人数	臨時的受入労働力(のべ人数)			
				臨時雇	ゆい・ 手間替	手伝い	計
1990年(セ)	107,824(5.2)	30,937(1.5)	47	43,560	3,685	8,138	55,383
1992 (県農)	101,558(5.2)	28,184(1.4)	83	35,686	...		35,686
1995 (セ)	93,199(5.1)	25,438(1.4)	128	38,512	10,437		48,949
1990-92	△ 6,266	△ 2,753	36	△ 7,874	...		△ 19,697
1992-95	△ 8,359	△ 2,746	45	2,826	...		13,263

注：『山形県の農業』各年次より作成。(セ)はセンサス、(県農)は山形県農業基本調査。

表4 水稲10a当り収量の推移(1990-95年)
(単位:kg)

	酒田市	鶴岡市	庄内	山形県
1990年	620	613	600	582
1991	589	588	571	547
1992	591	618	591	576
1993	580	576	526	459
1994	609	633	612	615
1995	574	560	549	534

注:『山形農業水産統計年報』各年次より作成。

表5 水稲作所得と家計費現金支出との関係（山形県：1975-95年）（単位：円）

年	水稲 10a 当り (3ha 以上層)			水稲 3.5ha 層	2ha 以上層家	比 率
	主生産物価額 (a)	現金費用合計 (b)	差 引 (c = a - b)	1 戸当り現金 収入 (d = c × 35)	計費現金支払 額 (租税公課 を含む) (e)	
1975	165,384	42,867	122,517	4,288,095	3,190,800	134.4 %
1976	146,603	53,482	93,121	3,259,235	3,512,100	92.8
1977	179,333	53,560	125,773	4,402,055	3,827,500	115.0
1978	185,021	57,982	127,039	4,446,365	3,898,200	114.1
1979	170,211	61,673	108,538	3,798,830	3,978,500	95.5
1980	191,110	68,205	122,905	4,301,675	4,220,600	101.9
1981	166,524	73,803	92,721	3,245,235	4,505,100	72.0
1982	186,389	75,662	110,727	3,875,445	4,502,500	86.1
1983	198,165	78,752	119,413	4,179,455	4,693,400	89.0
1984	209,562	82,836	126,726	4,435,410	5,289,900	83.8
1985	213,831	84,597	129,234	4,523,190	4,995,200	90.6
1986	197,263	79,416	117,847	4,124,645	5,134,800	80.3
1987	189,102	76,437	112,665	3,943,275	5,439,300	72.5
1988	181,763	77,201	104,562	3,659,670	6,023,900	60.8
1989	195,529	77,751	117,778	4,122,230	5,928,900	69.5
1990	181,583	75,999	105,584	3,695,440	6,460,200	57.2
1991	164,983	67,608	97,375	3,408,125	6,280,000	54.3
1992	170,663	66,344	104,319	3,651,165	6,299,900	58.0
1993	174,660	68,351	106,309	3,720,815	6,091,800	61.1
1994	166,102	72,881	93,221	3,262,735	6,848,300	50.6
1995	136,853	68,777	68,076	2,382,660	7,366,300	32.6

注：『山形県農林水産統計年報』各年次より作成。

水稲 3.5ha 層 1 戸当り現金収入は、農産物生産費調査により、3ha 以上層の 10a 当り主生産物価額から 10a 当り現金費用合計（購入支払＋償却）を差し引いた額に、単純に 35 を乗じて算出した。したがって自家飯米分は無視されており、生産物の全量が商品化されるとみなされている。

2ha 以上層家計費現金支払額は、農家経済調査により、2ha 以上層の現金家計費額に租税公課諸負担額を加えて算出した。

表6 経営規模別農家戸数の変化 (庄内：1975-95年)

(単位：戸)

		例外規定	30a未満	30-50	50-100	100-150	150-200	200-250	250-300	300-500	500a以上	計				
1975年(セ)		90	3,467	3,028	4,627	3,103	2,759	2,506	2,310	4,534	241	26,725				
1977(県農)		53	3,368	2,920	4,500	3,071	2,693	2,531	2,316	4,821		26,273				
1980(セ)		72	3,258	2,652	4,194	2,909	2,522	2,411	2,183	4,726	378	25,305				
1982(県農)		39	2,967	2,371	3,871	2,741	2,379	2,289	2,144	4,748	474	24,023				
1985(セ)		54	2,953	2,173	3,652	2,643	2,230	2,105	2,012	4,749	679	23,250				
1987(県農)		55	2,649	2,057	3,463	2,555	2,090	2,055	1,856	4,677	828	22,285				
増	1975-77	△ 37	△ 99	△ 108	△ 127	△ 32	△ 66	△ 35	△ 6	△ 46		△ 452				
	1977-80	△ 19	△ 110	△ 268	△ 306	△ 162	△ 171	△ 120	△ 133	△ 283		△ 968				
	1980-82	△ 33	△ 291	△ 281	△ 323	△ 168	△ 143	△ 122	△ 39	△ 22	△ 96	△ 1,282				
減	1982-85	△ 15	△ 14	△ 198	△ 219	△ 98	△ 149	△ 184	△ 132	△ 1	△ 205	△ 773				
	1985-87	△ 1	△ 304	△ 116	△ 189	△ 88	△ 140	△ 50	△ 156	△ 72	△ 149	△ 965				
		自給的農家	販 売 農 家										計	総計		
			10a未満	10-30	30-50	50-100	100-150	150-200	200-250	250-300	300-350	350-400	400-500	500a以上		
1985年(セ)	2,885		122		2,173	3,652	2,643	2,230	2,105	2,012	3,241		1,508	679	20,365	23,250
1990(セ)	2,475		34	79	1,768	3,178	2,321	1,937	1,850	1,730	1,587	1,288	1,592	1,089	18,453	20,928
1995(セ)	2,029		82		1,355	2,609	1,997	1,702	1,567	1,465	2,404		1,494	1,581	16,256	18,285
増	1985-90	△ 410	△ 9		△ 405	△ 474	△ 322	△ 293	△ 255	△ 282	△ 366		△ 84	△ 410	△ 1,912	△ 2,322
減	1990-95	△ 446	△ 31		△ 413	△ 569	△ 324	△ 235	△ 283	△ 265	△ 471		△ 98	△ 492	△ 2,227	△ 2,643

注：『山形県の農業』各年次より作成。「セ」はセンサス、「県農」は山形県農林基本調査。
上段は旧定義、下段は新定義。

表7 専兼業別農家戸数の変化（庄内：1975-95年）

（単位：戸）

	専業			第一種兼業			第二種兼業			合計		
	販売	自給的	計	販売	自給的	計	販売	自給的	計	販売	自給的	計
1975（セ）			1,483			11,574			13,668			26,725
1977（県農）			1,793			11,233			13,278			26,304
1980（セ）			1,516			10,001			13,788			26,305
1982（県農）			1,580			9,494			12,949			24,023
1985（セ）	1,464	136	1,600	8,825	13	8,838	10,076	2,736	12,812	20,365	2,885	23,250
1987（県農）			1,735			7,977			12,573			22,285
1990（セ）	1,246	138	1,384	6,953	3	6,956	10,254	2,334	12,588	18,453	2,475	20,928
1995（セ）	1,154	139	1,293	5,590	18	5,608	9,522	1,872	11,394	16,266	2,029	18,295
増 減	1975-77		310			△ 341			△ 390			△ 421
	1977-80		△ 277			△ 1,232			510			△ 999
	1980-82		64			△ 507			△ 839			△ 1,282
	1982-85		20			△ 656			△ 137			△ 773
	1985-87		135			△ 861			△ 239			△ 965
	1987-90		△ 351			△ 1,021			15			△ 1,357
	1990-95		△ 91			△ 1,348			△ 1,194			△ 2,633

注：『山形県の農業』各年次より作成。「セ」はセンサス、「県農」は山形県農業基本調査。

「自家農業」の概念による分類。

表8 被傭兼業種類別従事者数(庄内：1990-95年)
(単位：人)

	総数 (1戸当り)	恒常的 勤務	出稼ぎ	日雇・ 臨時雇	
1990年(セ)	40,351(1.9)	30,169	1,249	8,933	
1992 (県農)	39,144(1.9)	29,889	939	8,316	
1995 (セ)	36,787(1.9)	28,825	525	7,437	
増	1990-92	△1,207	△ 280	△ 310	△ 617
減	1992-95	△2,357	△1,064	△ 414	△ 879

注：『山形県の農業』各年次より作成。(セ)はセンサス、(県農)は山形県農業基本調査。

をめざし、農家としての経済を確保する努力が払われている」と指摘されている。つまり、余剰労働力の投入先は農業内あるいは農業外を問わず、さらにそこでは投下労働に見合った収入が目指されている。すでに述べたように、庄内農民の三つの営農志向は、この努力の帰結である。それでは、こうした農家経済はどのように展開していくのであろうか。厳しい農業環境のなかでは農業収入だけで生計を維持していくのは困難である。多収にも限界があり、土地高騰によって規模拡大も抑制されるとすれば、生産費用の節減、つまりはコストダウンがめざされなければならない。そして、コストダウンとしては、各農家の利害に適合する共同化があげられる。この点では、例えば、農業生産組織も「それぞれの個別農家の経営にとって有利と判断されたかぎりでの結合」という性格を帯びている。換言すれば、「個別経営にとって利益となるかぎりでの共同」化が進展するのである。そして、他方では、その共同化を進めることによって、農作業の省力化をはかり、そうしてまた余剰労働力を適正に配分しようとする。後述するように、共同化の契機それ自体は一様ではないが、しかし、個別農家の経営上の利益となる条件がととのったところで共同が始まり、継続する。もちろん、その背後には、農業をめぐる状況が悪化し、農作業の共同も含めて合理化、コストダウンの追求という各個別農家の経営上の志向が働いているわけである。

第3節、「施設主導型」の共同化

－鶴岡市平京田集落－

まず、鶴岡市京田地区に属する平京田集落をとりあげてみよう。平京田は、鶴岡市市街の西方2キロメートルに位置する。国道7号線と国道112号線が集落に即して走り、そうして都市近郊農村の景観を呈している。2000（平成12）年時点で戸数48戸、うち農家数は22戸の集落である。また、後述するように、経営面積2ヘクタール以上の農家が全体の6割を占めている。つまり、水稻単作農家が大半である。それでは、この平京田集落が農業経営上どのような共同化を試みて現在に至っているかを見てみたい。

かつて、庄内平野を特徴づけた「部落ぐるみ」の水稻集団栽培は、当の平京田集落においても見られた。1967（昭和42）年には、国の農政事業としての「高度集団栽培促進事業」の指定を受け、20PSトラクター4台、高性能防除機3台を共同所有し、その上で、催芽、苗代、耕耘、代掻、田植、防除を共同作業とするのがその内容であった。その際、集団栽培の実施単位は、28戸の農家を四つに班別編成したトラクター班であった。もとより、当の集団栽培は、その後解体することになる。はじめは、当の集団栽培は、トラクターの共同利用とと

もに、出稼ぎや人夫・日雇いなどの不完全燃焼の労働力を集落につなぎ止め、活用する形で発足した。ところが集団栽培の展開過程のなかで稲作機械化一貫体系の形成され、そのような補助労働力を不要化する。つまり、集団栽培組織は、事実上、これまで補助労働力を提供していた小規模経営層の土地に対する、オペレータを務める大規模経営層の組織請負という性格のものになっていく。しかし、それが依然として「部落の仕事」ろして低報酬であり続けるかぎり、「割に合わない」ということになるのである。こうして、一方では、稲作機械化一貫体系の形成と臨時的補助労働力の不要化、他方では「農外労働との矛盾」のなかで解体していったわけである。ところが、平京田の場合は、集団栽培は解体するが、トラクター班という班編制は存続し、つまりはトラクターという農用機械を共同所有する生産組織として再出発したわけである。ところが、平京田の場合、たんにトラクターの共同所有にとどまらず、その他の農用機械も共同化し、さらには水稲作業の共同化の単位としても機能するというという生産組織も現れた。トラクター班では、第4班であるが、まずその動きからのべてみたい。

「部落ぐるみ」の水稲集団栽培が解体するなかで、1974（昭和49）年、当の集団栽培の第4班を構成する5戸の農家、つまり、表9のうち、（3）（4）（11）（18）（21）が、「平京田農事組合法人」を結成した。そのうえで、春作業の耕耘、代掻、育苗、田植を共同化すること、同時に、コンバイン2台を共同所有して、秋作業の刈取、脱穀を共同作業にするものであった。この「平京田農事組合法人」が結成された根拠には、5戸の農家が経営規模で同質であったこと、他方では、当時その経営規模は零細であり、トラクター、田植機、コンバインの個別所有がコスト高であったということがあげられる。ともあれ、こうして集団栽培後も水稲作の共同作業が形をかえて存続していくことになるのである。

ところが、その後、1989（平成元）年、「平京田農事組合法人」は、15年の活動を終えて解散することになった。その理由は、すでに述べた水稲集団栽培の解体の時と同じく兼業深化にある。すなわち、「法人」を前提にすると、一人の人間が二カ所で就労しなければならない。つまり、農業内の作業が農外就労の足かせとなったのである。農外就労志向が高まれば高まるほど、この矛盾が激化する。そしてついに農外就労を優先して、「法人」を解散に追い込んだのである。しかし後述するように、「法人」形態は解体したが、農用機械の共同所有、そしてそれにもつづく各種の水稲作作業の共同化は存続することになる。

それでは、以上のような経過を経て、現在の平京田集落の全体としての農業経営はどのような特徴を示しているであろうか。表9は、2000（平成12）年時点での農業経営状況である。全体の状況を見てみよう。この集落の農家は、経

表9 鶴岡市平京田の農業経営状況(2000)

農家番号	水稻作				農用機械				水稻作の共同	プラスアルファ	兼業
	所有面積 (a)	経営面積 a+b-c			トラクタ	田植機	コンバイン	乾燥機			
		受託 (b)	委託 (c)								
18	a 631	a	a	a 631	PS a*38	条 a 8	条 a 6	石 ラ	播種、耕起、田植、刈取	枝豆、シメジ	妻=常
9	527			527	38	6	4	* 45		枝豆	主=常、妻=常
4	401	40		441	a*38	a 8	a 6	ラ	播種、耕起、田植、刈取	枝豆	主=常、妻=常
21	380	50		430	a*38	a 8	a 6	ラ	播種、耕起、田植、刈取	花キ	嫁=常
17	386			386	b 33	c 6	3	ラ	田植	枝豆	妻=常
13	385			385	33	6	3	* 40			主=自営、嫁=常
5	365			365	d*35	e 6	e 5	ラ	田植、刈取		
14	352			* 352	f 35	g 6	3	* 40	田植	枝豆、牛30頭	妻=臨時
8	349			349	d*35	6	h 4	ラ	刈取		長=常、嫁=常
3	289	50		339	a*38	a 8	a 6	ラ	播種、耕起、田植、刈取		主=常、妻=常
16	321			321	b 33	業者委託	3	ラ			主=常、妻=常
11	232	60		292	a*38	a 8	a 6	ラ	播種、耕起、田植、刈取		主=自営、長=常、嫁=常
12	260			260	35	6	3	45		枝豆	長男=常、嫁=常
1	223			223	d*35	5	h 4	ラ	刈取		主=常、長=常、嫁=常
20	191			191	f 35	e 6	e 5	ラ	田植、刈取		長男=常、嫁=常
10	135			135	b 33	5	h 4	ラ			長男=常、嫁=常
19	122			122	d*35	e 6	e 5	ラ	田植、刈取		妻=常、長男=常、嫁=常
22	68			* 68	d*35	-	-	⑭へ委託			主=自営、妻=常
15	12			12	f 35	-	-	-			長男=常、嫁=常
7	11			11	-	-	-	-			主=常、妻=常
6	300		300	0	-	-	-	-			

注：2000年8月の聞き取りによる。農業機械欄のラは京田ライスセンターへの加入農家を示す。また、経営面積の※は、育苗・田植については、平京田第4班への作業委託、(14)農家への脱穀・調整の委託がおこなわれていることを示している。したがって、(22)独自では、耕起・代掻・管理作業がおこなわれている。*は、2台所有、abcdefghは、共同のグループを示している。

営面積が6ヘクタールから1ヘクタール未満にまで渡っている。受託農家は4ヘクタール以上層に見られるが、他方、(3)(11)のように、2ヘクタール層にも見られる。委託農家は、農家番号(6)(22)の2戸だけである。このうち、(6)は、後継者が病気のため、臨時的に委託に出している。(22)は作業委託である。経営規模の割には委託が少ないのは、後述するように、機械の共同所有、農作業の共同がおこなわれ、したがって小規模農家の農業経営にとどまれるからである。

次に、その農業機械の所有状況についてであるが、すでに述べたように、水稻集団栽培以降のトラクター班がその基本構造をなしている点が理解される。すなわち、aグループは、農家番号(3)(4)(11)(18)(21)の5戸で、38PSのトラクター2台が共同所有されている。bグループは、農家番号(10)(16)(17)の3戸で、33PSトラクター1台が共同所有されている。fグループは(14)(15)(20)の3戸で、同じく35PSトラクター1台が共同所有されている。dグループは(1)(5)(8)(19)(22)の5戸で、38PSトラクター2台を共同所有している。しかし、トラクターの共同所有は見られるが、abdfグループのうち、aグループ(第4班)を除いては、春作業上の共同は見られない。田植機については、3つの共同所有グループが存在するが、トラクター班と重なるのはaグループだけである。すなわち、aグループは、6条植乗用2台を、(3)(4)(11)(18)(21)の5戸で共同所有している。また、田植作業もグループ(第4班)で共同でおこなわれている。eグループは(5)(19)(20)の3戸で6条植乗用1台を共同所有している。cグループは(14)(17)の2戸で、6条植乗用1台を共同所有し、田植作業も共同化している。ただし、この場合は、2戸が親戚関係にあり、その契機で共同が実現したものであり、厳密な意味ではグループとはいえない。さらに、コンバインについて見ると、3つのグループが存在している。すでに述べたaグループ(第4班)がコンバイン6条刈1台を共同所有し、刈取・脱穀作業を共同にしている。eグループは、田植機の共同グループに対応し、5条刈1台を共同所有するとともに、刈取・脱穀の共同作業がおこなわれている。hグループは、農家番号(1)(8)(10)の3戸で構成され、4条刈1台を共同所有するとともに、刈取・脱穀の共同作業がおこなわれている。

なお、以上のコンバインの共同所有グループは、京田ライスセンターの利用班に対応している。京田ライスセンターは、1985(昭和60)年に稼働を開始している。このライスセンターは、京田地区全体の水田550ヘクタール、農家数200戸余りのうち、350ヘクタール、130戸を対象としていて、乾燥、調整をおこなう施設で、直接には利用者である農民が組織する「京田穀物乾燥調整施設利用組合」が管理・運営に当たっている。この施設の事業目的には、「農

業機械の効率的利用」があり、「経営の合理化を基本とした生産組織（共同利用組織）の育成をはかり、機械の効率的利用を行い、低コスト稲作を確立する」となっている。

ところで、この「農業機械の効率的利用」は、刈取から調整までの一貫した共同化の方向で進められ、その際、その共同化は集落ごとに利用班を設定するという形をとっている。この利用班では、7-8ヘクタールごとにコンバインを共同所有することになっている。もっとも当初は、使用中のコンバインの償却の関係もあり、一斉に共同所有に転換するというにはならなかった。しかし、乾燥・調整にとどまらず、刈取・脱穀といったコンバイン作業の共同化が順次展開していくことになる。平京田の場合も、1985（昭和60）年に、すでに述べたような、三つの利用班が形成され、1987（昭和62）年頃から、当の利用班を主体としたコンバインの共同所有と、その共同所有を梃子とした、刈取・脱穀の共同作業が実現して現在に至っている。ここには、共同化を推進するにあたっての、「施設主導型」という性格を見てとることができるであろう。平京田集落の場合は、かつての「部落ぐるみ」の集団栽培時におけるトラクター班が、当の集団栽培解体後も、トラクター共同所有の単位・主体として残り、再編され、それがさらに田植機共同の単位にもなった。この限りでは、共同化の契機は、有志共同という農民の自発的な契機に負うといえる。他方、秋作業の共同では、すでに述べたように、ライスセンターの稼働開始とあいまって「施設主導型」として形成されたわけである。なお、すでに述べたaグループ（第4班）は「平京田農事組合法人」が解散した1989（平成元）年に利用班に編入されている。

もともとライスセンターの導入に当たっての目標とされていた「経営の合理化を基本とした生産組織（共同利用組織）」は、刈取・脱穀、乾燥・調整という秋作業に限定されず、そのねらいとしては、耕起から田植にいたる春作業の共同化にもあった。この点を考えてみれば、平京田の場合は、そうした意味で、庄内地方の水稲作作業共同化の動きの、一つの典型的な事例だったのである。

それでは、以上のような全体的な状況のなかで、個別農家の営農意識はどのように展開しているであろうか。一件の事例を通して検討しておきたい。事例は（18）農家である。まず、受委託については、「自分は受託をやる気はない。というのも面積を増やせるところにいますので、借りるよりも買ったほうがよい」からだ。しかし、「借金して買っては今の農地では（算に）合わない」。確かに、「田を放す人がいると平京田のところにくる」ということはあるが、「今のところは現状維持で見ている」。経営目標は、「増収ではなく、品質である。コストダウンも考える。例えば直播きなどもある」。兼業は「妻が常勤で出ている」。プラスアルファは、シメジ1100箱。このシメジは「昭和56年からやっている。

農閑期の収入源である」。「枝豆は2反部。シメジと労力が重ならない。他にも条件を見て、組み合わせていきたい」。共同化については、「今、個人で（機械装備を）する時代ではない」。もちろん共同化を続けていくことにも課題はあるが、「（共同化を）続けていかないと農業を続けていけないであろう」。以上のように、この（18）農家は、水稲作経営については現状維持である反面、条件があればプラスアルファの拡大を希望している。その意味で、プラスアルファ志向の農家である。もちろん、プラスアルファだけでは足りないので、妻の兼業は不可欠である。それでも、兼業へは傾斜せず、農業内部での労働力の燃焼を志向している。すでに述べた「第4班」（5戸グループ）の1戸として、耕耘、代掻、育苗、田植、刈取、脱穀の作業を共同化している。共同化の維持には積極的で、むしろ共同化の展開のなかに自らの農業経営の存続を見ている。もっとも、「第4班」内部でも兼業深化から「農業で行く人と行かない人に分かれていく」現状があり、このなかでは、「意見の合う人が集まっていく」共同化も構想している。つまり、「それぞれの個別農家の経営にとって有利と判断されたかぎりでの結合」という農業生産組織の性格があらためて顕在化し、「個別経営にとって有利となるかぎりでの共同」化が進展するわけである。いずれにしてもすでに述べた「施設主導型」の共同化に再編されていくなかで、水稲作経営を基幹にし、それにプラスアルファを加えた経営志向を維持・展開するところに、この（18）農家の営農志向の特徴がある。

第4節、「高速道路関連事業」と共同化

－酒田市漆曾根四区集落－

次に、酒田市漆曾根四区をとりあげてみよう。漆曾根四区は酒田市の東方に位置し、戸数27戸、うち農家数は22戸の集落である。この集落では、転作がらみで、ネギ、なすなどの畑作もおこなわれているが、全体としては、典型的な水田単作地帯である。また、この集落は、後述するように、経営面積2ヘクタール以上の農家が全体の3分の2を占めている。当然、水田単作農家が大半である。

その水田単作という特殊な農業経営を進めてきた当の集落にあっては、現在厳しい現実には直面している。しかし、とくに、農業経営の困難という事態を踏まえて、その打開のためにどのような営農の方向が模索されているか。近年の動向のなかでそれをたどってみたい。酒田市では、1987（昭和61）年から3年間に渡って、市の単独事業として「稲作大規模経営モデル事業」を実施した。これは、市が特定のモデル集落を毎年3集落ずつ指定し、その指定した集落に3年間継続して各種の助成を与えるものである。助成の具体的内容は、農作業の委託

側に流動化奨励金、離農給付金の上乗せ、委託料の10パーセント補助などがある。他方、受託側には、小作料の10パーセント助成、近代化資金利子の2パーセント補助などがある。もちろん、中核農家になれるものとそうでないものを、しかも集落自らが選り分けるということで反対の声もあったが、経営規模の拡大を希望する受託農家としては、受託料や小作料の補助は魅力であり、受入の希望がいくつか示された。漆曾根四区では、1989（平成2）年、この酒田市からの働きかけに応じて、6戸の農家は「モデル中核農家」を希望し、その通りに指定された。表10の農家番号でいえば（3）（5）（8）（17）（19）（25）である。この集落の場合には、「モデル事業」を受けたのは、助成を得て受託面積を増やすということであったが、またその過程で、全員が機械装備をすることはないではないか、つまり、機械の有効利用、作業における役割分担も検討された。その結果、「モデル事業」の助成のうち、近代化資金利子の2パーセント補助を使って、（5）（25）のあいだでコンバイン一台の共同所有が実現した。そうして、一方では、一件分増加した利用増進法に基づく受託作業に対応した。また、他方では、（17）農家の田植機を更新せず、（5）農家に田植作業を委託するという形態をとった。そのねらいとしては三割近いコスト低減で、経営の合理化をはかるというものであった。しかし、この「モデル事業」以降は、集落内に目立った共同化の動きはないままに推移した。

表は、2000（平成12）年時点における漆曾根4区の農業経営状況である。この集落の農家は、一般的に経営規模が大きい庄内地方のなかでも、相対的には水田所有面積が大きいといえる。そのため従来は受委託耕作も数としては多くはなかった。しかし、水稻作農業の不利性の進行のなかで、委託農家と受託農家の分化が顕在化しはじめている。その点を摘記してみよう。表に見られるように、全体として、三ヘクタール以上層に受託農家が存在する。しかし、農家番号（8）（10）（4）に見られるように、2ヘクタール以上層でも委託に出している農家がある。（8）は配管関係の自営業に専念するため、（10）は高齢化による農作業の困難から、そして（4）は他産業への従事によって、農地を残して他出しているために、それぞれ委託に出している事情がある。また、（9）（23）はそれぞれ100アール、40アールの作業委託であるが、農業機械の所有状況とも関わらせて判断しても農作業への従事度はかなり低いといわざるをえない。

次に、その農業機械の所有状況であるが、農業機械の共同化は、すでに述べたように、「モデル事業」を通じて、5条刈コンバインを一台、（5）（25）の農家を実現している。他方トラクターについては、32PS一台を（21）（24）農家が共同所有してうるが、この場合は、両者が親戚関係にあり、過剰投資回避の理由から共同化がなされている。また、1994（平成6）年稼働開始したライスセ

表10 酒田市漆曾根4区の農業経営状況(2000)

農家番号	水稲作							農用機械				水稲作の共同	プラスアルファ	兼業
	所有面積(a)	経営面積 a + b - c			作業面積 a + b - c + d - e			トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機			
		受託(b)	委託(c)		受託(d)	委託(e)								
5	380 ^a	240 ^a		620 ^a	280 ^a		900 ^a	PS	条	条	石	刈取	大豆	主=臨時、妻=常
17	450	220		670			670	30	6	5	50	刈取	大豆	主=臨時、長=常、妻=臨時
14	310	200		510			510	52	8	5	ラ	刈取	大豆	長=常、嫁=常
25	350	160		510			510	32	6	5	32,40	刈取	大豆	嫁=常
12	440			440			440	d 42	6	5	50	刈取	大豆	主=臨時、嫁=常
19	400			400			400	32	6	5	40	刈取	大豆	主=常、妻=常
13	380			380			380	32	6	5	ラ	刈取	大豆	主=常、妻=常
21	370			370			370	f 32	6	5	40	刈取	大豆	主=常、妻=常
22	350			350			350	32	6	5	40	刈取	大豆	主=常
20	340			340			340	f 32	6	5	40	刈取	牛7頭	長=常、嫁=常
18	330			330			330	32	6	4	ラ	刈取	牛7頭	主=常、嫁=臨時
24	320			320			320	d 42	6	5	ラ	刈取	牛7頭	主=常、長=常
1	310			310			310	h 32	h 6	4	ラ	刈取	牛7頭	主=常、妻=常、長女=常
11	200	60		260			260	22	6	-	-	刈取	牛7頭	主=常
3	220			220			220	h 32	h 6	4	ラ	刈取	牛7頭	主=常、妻=常、長女=常
26	220			220			220	28	6	3	ラ	刈取	牛7頭	主=常
4	180			180			180	22	歩 6	3	ラ	刈取	牛7頭	主=常、長=常、嫁=常
2	140			140			140	22	6	3	ラ	刈取	牛7頭	主=常、妻=常
9	100			100	100		0	22	-	5	24	刈取	牛7頭	主=常、妻=常
23	40			40	40		0	-	-	-	-	自然乾燥	牛7頭	主=常、妻=常
10	300		300	0			0	-	-	-	-	-	牛7頭	主=常、長女=常
6	130		130	0			0	-	-	-	-	-	牛7頭	長女=常
16	60		60	0			0	-	-	-	-	-	牛7頭	主=常、長=常
15	20		20	0			0	-	-	-	-	-	牛7頭	主=常、妻=常、長=常、嫁=常

注：2000年8月の聞き取りによる。農用機械の歩は、歩行型、ラは平田第一カントリー加入農家を示す。また、abcdefghは、農用機械の共同のグループを示している。

ンターには25戸の農家のうち、9戸が加入している。全体としては、4ヘクタール前後の農家は、乾燥機を装備して個別に作業し、それ以下層はライスセンターに加入するという傾向を示している。こうした形態で、個別の作業グループとライスセンター・グループが分かれて固定化の様相を示している。

1998（平成10）年の段階では、水稲作の共同作業は皆無であった。相対的に大きい所有面積の農家が多いなかで、機械の個別装備が進み、そのため農業機械の過剰投資感を残しながらも、個別の作業で対応されていたというのが実状である。しかし、農業の不利性の一層の進行のなかで、共同化の契機は形成されつつあり、記述の「モデル事業」への取り組みもその現れのひとつである。また、ライスセンターの稼働とも関わって、「これからはコンバイン、乾燥機を更新する人はいないであろう」、「秋作業なら共同化の可能性はある」（⑤農家）という声に代表されるように、機械の共同化という形態を通じての水稲作作業の共同化の基盤も成熟してきている。後述するように、この契機は、何らかの条件がある場合には、いきおい発現してくるのである。しかしこの点を見る前に、以上のようななかで、個別農家の営農意識はどうであるか。二件の事例を通じて、検討してみたい。

まず、⑪農家である。受委託については、「農業所得では機械が買えない。耕作面積が少ない農家から順に委託に出してきている。大きい農家も委託に出す動きもある」。さらに、「自分はシイタケをやめた。原木が高くなったというより、働き(兼業)に出たのが理由だ」。今後の意向としては、「拡大希望である。もう一町以上増やして8町くらいまで拡大していきたい。米価が下がったから面積でカバーしたいということである」。なお、共同化については、「ライス・センター・グループと個人の人に分かれた。刈取は共同になる。こういう形態で進む」。以上のように、この農家は典型的な水稲拡大志向の農家である。ライスセンターの稼働と関わって、ライス・センター・グループと個別の作業グループに集落内の農家が分化するなかで、前者のほうに、秋作業の共同化の傾向を見ている。こうして、水稲作拡大を志向し、他方では、余剰労働力の燃焼は、臨時の形態での兼業を通じておこなうわけである。「認定農家」に指定されていることに誇りを持ち、品種も従来のササニシキ一本から、「ひとめぼれ」、「どまんなか」「はいぬき」などを組み合わせ、水稲作に専念する志向を示している。

次に③農家である。「委託に出す農家は結構いるようだ」。自分としては、受委託は今はない。「田をつくっても米価が低いから、うまみがないということだ」。「豚は8年前にやめた」。兼業については、「以前と変わらない(常勤にでている)。妻も最初から商店に(常勤で)勤めている」。今後としては、「(水稲の)品質を重視する。ライスセンターにも加入している。プラス・アルファはなく、水稲作志向である。耕作面積については特に希望があるわけではない。もちろん米価は落ちるであろうことは予測してい

る」。品種は、ササニシキのほかに、「ひとめぼれ」、「どまなか」を植えている。「米価がこれだから、田は安くなるだろう。できたら購入したい」というのが希望である。なお、共同化については、これまで「機械購入は共同でも、作業が個別(というのが現状)である。しかし現状はそれを越えて、作業の共同化による合理化も求めている」。以上のように、この農家は、その経営面積からしても兼業化はさけることができず、その意味で農外就労志向である。しかし、営農意識そのものが落ちてしまったのかというところではなく、水稲作の「品質」向上に経営目標を置いて、しかも、条件が許せば、農地の拡大を考えている。1994(平成6)年稼働のライスセンターに加入し、水稲作の「作業の共同化」による合理性追求に、現実的な農家経営のあり方を探っているのである。こうして、⑰③農家に共通して、機械共同、水稲作の作業共同が合理的な経営判断として見通されているのである。こうした基盤の上に、その契機を発現させるもののひとつが次の「高速道路関連事業」の実施である。

この「高速道路関連事業」は正式には「高速道路関連特別用地対策」と呼ばれ、1992(平成4)年から1998(平成10)年まで実施された事業である。その内容は、「東北横断自動車道酒田線および東北中央自動車道(以下「高速道路」という)建設に伴い、高速道路用地として農地または林地を提供した農林家で、提供後においても農林業を継続しようとするもの(以下「被買収農林家」という)の農林業経営近代化と生活の安定を図るための営農対策の実施」をはかるものである。具体的には、①園芸近代施設整備事業、②畜産近代化施設整備事業、③農業機械化施設整備事業、④農畜産物集出荷施設整備事業、⑤養蚕近代化施設整備事業、⑥特用林産物生産施設整備事業、⑦林業機械整備事業、がある。漆曾根4区が属する酒田市北平田地区でも、この高速道路が横断し、したがって当地区の場合には、1995年から1998年までの三年間、「高速道路関連事業」が適用された。ところで、この事業には、「実施基準」があり、それによれば、「共同で利用する営農施設等についてはその施設の利用者が原則として5戸以上であって、当該利用者の二分の一以上が被買収農林家で占められていること」である。要するに、五人以上のグループで組合を作り、そのなかに「被買収農林家」・地権者が半分いればよいという要件である。そして、北平田地区の場合には、とくに③農業機械化施設整備事業に取り組み、トラクター、田植機、コンバインなどの農業機械の共同に参加した。なお、同事業の「補助金交付規定」によれば、農業機械購入「経費の100分の50に相当する額」が補助される。加えて、酒田市が独自に、この事業に上積みし、5パーセントの補助をつけている。合計55パーセントの補助となっている。

以上の「高速道路関連事業」は、生産組合を通じて検討され、漆曾根4区でも、様々な組み合わせで機械共同化が現れた。表10は、2000年時点での一覧で

ある。まず、トラクターでは、(1) (3) 農家が32 PS 一台、(12) (24) 農家が42 PS 一台、(20) (21) 農家が32 PS 一台の共同である。次に、田植機では、(1) (3) 農家が6条植乗用型を一台共同している。なお、(5) と(14) 農家は8条植乗用型をそれぞれ一台別に、(22) と(24) 農家は6条植乗用型をそれぞれ一台個別に更新している。それに対して、コンバインの更新はすべて共同である。すなわち、(12) (19) (24) 農家は5条刈を一台、(1) と(3) 農家が5条刈一台、(13) と(14) 農家が5条刈一台、(17) と(20) 農家が5条刈一台、そして、(21) と(22) 農家が5条刈一台、(5) と(25) 農家が5条刈一台の共同所有である。以上のように、この事業を通じては、9グループ、計15農家が農業機械の共同所有に踏み出した。とくにコンバインの共同所有が顕著である。そして、このコンバインの共同所有には、刈取作業の共同が付帯した。計14農家で共同刈取という秋作業の共同化が実現した。もちろん、こうした動きについては「補助金がらみでできており、将来どうなるかわからない」(⑤農家) という当事者の評価もある。しかしながら、これまで、農業機械にたいしては補助がなかったのに対して、「高速道路関連事業」では55パーセントの補助がつき、そうして地権者用件はあるものの、それをクリアすればその補助が実現するという仕組みであること。他方では、そうした誘導はあるものの、大規模な共同作業が実現したという経験は大きい。すでに述べたように、この「高速道路関連事業」は、単なる外的要因であったのではなく、漆曾根4区のなかに、内発的に形成されてきた農業機械共同・共同作業の契機のキッカケとして作用したのである。この意味で、以上の農業機械共同・作業共同は、当の集落の農民の、農業経営上の合理的判断の帰結として見ることができる。

第5節、小括

以上見てきたように、山形県庄内地方は、水田単作地帯として、したがって水稲作を中心とした農業を営んできた。しかし、減反政策以降の農政の展開は、この水稲作を中心とした農業に大きな変更を迫ってきている。これまでのように、水稲専作という農業経営を維持できる農民は数少なくなってきている。

すでに述べたように、庄内農民の営農志向には、水稲専作志向、複合経営志向、農外就労志向の三つの方向が見いだされる。多くの農家は、水稲作を基幹としながらも、プラスアルファ部門を取り入れる複合化、あるいは農外収入を求める兼業化に踏み出さざるをえない状況にある。そこにあるのは水稲作に特化した「等質的な」農家ではなく、自らの経営形態に応じて多様な就業構造をとらざるをえない農家の現実である。

ところで、この三つの営農志向のいずれにおいても、農業経営を自らの生計の基幹におくかぎりでは、当の農業経営の合理化を推し進めることが不可欠である。そして、経営の合理化ということでは、農業機械の共同化、および農作業の共同化によるコストダウン・省力化がめざされていたわけである。二つの事例からは次の点が明らかである。すなわち、まず第一に、庄内地方の場合、「部落ぐるみ」の集団栽培後は、個別農家の個別的な農業機械装備が進んだが、米価の低下、農業をめぐる状況の悪化のなかで、過剰投資感が進行していたこと。そして、そこにライスセンターの稼働とあいまって乾燥・調整の共同化が実現する。その共同化は、乾燥・調整だけではなく、刈取・脱穀といったコンバインの共同所有をテコとした秋作業の一貫した共同化の方向で進められる。鶴岡市京田地区の場合には、1985（昭和60）年以降、平京田集落の場合には、1987（昭和62）年以降になって、当の共同化は実現することになる。もっとも、すでに述べたように、ライスセンターの導入は、刈取・脱穀、乾燥・調整に限定されず、そのねらいは、耕起から田植にいたる春作業全般の共同化にあった。したがって、平京田集落の場合には、その形態が「部落ぐるみ」の集団栽培時のトラクター班の残存ではあったとしても、当のトラクター班が田植機共同の単位ともなり、そうしてライスセンターのコンバイン利用班と重なっていくかぎり、明らかに当のねらいを先取りしていたわけである。こうして京田地区の場合には、ライスセンターという「施設主導型」で秋作業の共同化が実現・定着し、平京田集落の場合には、当の「施設主導型」共同化のなかに再編されて、春作業の共同化にも踏み出しているわけである。ここに、共同化の方向の、一つの事例を見て取れるのである。

他方、北平田地区の場合には、「ライス・センターの稼働が1994（平成6）年であり、京田地区と同様に、利用班編成をとっているとはいえ、加入率そのものはまだ高いとはいえない。しかし、コンバインの共同化は進んだ。その意味で、平京田集落の場合のように、「施設主導型」として秋作業の共同化が進んだわけではない。しかし、そうはいつても、すでに見たように、共同化への契機は顕在化しており、それに「高速道路関連事業」の補助事業が対応したわけである。そして、重要なことは、単に補助事業によって、農業機械の共同化がおこなわれたわけではなくて、コンバインの共同所有には、刈取作業の共同化が付帯したということである。つまり、キッカケとなる要因はあったとしても、漆曾根4区の場合には、農民が自らの経営利害にとって共同所有・共同作業を有利と判断したということである。ライス・センターの運営が軌道に乗っていくにつれて、漆曾根4区の、以上の共同所有・共同作業は、当のライス・センターの利用班として定着していくものと思われる。

以上のように、農業機械の共同化、共同作業の内容は一様ではなく、個別の羽

化の経営上の利益となる条件がととのったところで、共同化が始まり、継続する。しかし、平京田集落、漆曾根4区集落の事例から理解できるように、機械所有は共同でも、作業は個別という段階から進んで、農作業そのものの共同化による合理化、コストダウンの追求というところまで進んできたという点が注意されるべきである。

注

(1) 本稿は、直接的には、(細谷他、1993)、以降の庄内地方の営農動向の一端を報告しようとするものである。

(2) 詳しくは、(菅野他、1984)、を参照されたい。

(3) 1995年までの統計資料については、既出の統計のほか、(細谷他、1993、小林、2000)による。

(4) 鶴岡市京田地区の概況については、(菅野、1975)を参照されたい。

(5) 漆曾根4区集落が属する酒田市北平田地区の概況については、(菅野他、1984)、を参照されたい。

引用・参考文献

菅野正・田原音和・細谷昂、1975、稲作農業の展開と村落構造－山形県西田川郡京田村林崎の事例－、御茶の水書房

菅野正・田原音和・細谷昂、1984、東北農民の思想と行動、御茶の水書房

小林一穂、1999、稲作生産組織と営農志向、多賀出版

小林一穂・細谷昂・秋葉節夫・中島信博・伊藤勇、1988、農家志向の多様化と村落－80年代半ばの山形県庄内地方－、村落社会研究24、農山漁村文化協会

酒田市農水産課、1987、稲作大規模経営モデル事業のあらまし

鶴岡市農業共同組合、1985、京田穀物乾燥調整施設計画書

細谷昂・小林一穂・秋葉節夫・中島信博・伊藤勇、1993、農民生活における個と集団、御茶の水書房

山形県、1992、高速道路関連特別用地対策

第2章 干拓地農村における大規模経営農家の試み

第1節、はじめに

現在、農業をめぐる情勢には大変厳しいものがある。とくに、基幹作物である水稲作については、1970年代の初頭から開始された「生産調整」（減反政策）がある。この点では、1993（平成5）年から実施された「水田農業活佐化対策」をへて、1996（平成8）年には「新生産調整維進対策」へと接続している。本稿が対象とする岡山市においても、こうしたなかで平成8年には、減反率31・7パーセントにのぼっている。また1993（平成5）年には、ウルグアイ・ラウンドの決着にともなって米の部分輸入化が実現し、米をめぐる国際環境も悪化した。

他方では、1995（平成7）年には、「食糧管理法」にかわり、新しく「新食糧法」が施行され、米流通への市場原理の導入や規制緩和が行われ、生産農家にとっては自由化への変化となって厳しい事態も想定される。近年では、自主流通米価格も低く推移しており、農家経済への影響は大きいといえる。米以外に野菜の動向を見ても、数量では、1984（昭和59）年をピークに減少しており、円高・気象変動とのかかわりで、国内野菜にかわり輸入野菜の数量や品目が増加している。米同様に国内野菜をめぐる状況も厳しいものがある。こうしていきおい、農業から農外への就労の変更、また賃労働を中心とした兼業化が急増しているのがもう一面の現象である。

それでは、以上のような環境悪化のなかで水稲作を中心とした農業の担い手はどのような行動様式を示しているのであろうか。また、農業に基盤をもって成立していた集落（村）は、どのように変貌しているのであろうか。こうして農民の生産と生活の現状を、その担い手のあり方に即して検討することが重要な課題となっているといえる。

本稿では、この点を検討する手がかりを得るために、西日本の典型的な米麦作地帯である岡山県岡山市藤田地区を対象にとりあげた。後述するように、藤田地区は児島湾干拓によって開けた平坦地である。もともとは米麦専作地帯として形成されたが、1961（昭和36）年の国道30号線の開通により、隣接する岡山市そして倉敷市への通勤兼業が可能になった。そして、1975（昭和50）年には、旧藤田村が岡山市に合併されて現在に至っている。岡山市藤田地区は、旧藤田付の地区割に即して、大曲、都、鎭、都六区、錦六区の5集落に分かれている。後述する第六区の場合のように、この旧村単位の集落が、農民の生産・生活の上で大きな機能を果たしている。

以上のように、岡山市藤田地区は、都市近郊地農村としてこれまで形成されて

きている。その都市近郊地帯としての性格をもった農村地域において、その担い手のあり方を明らかにするために、以下のような手順を踏んで検討する。すなわち、まず、岡山市の農業と農家経営。ここでは、藤田地区が属する岡山市全体の農業の現況を統計資料をもって分析する。次いで、藤田地区の生産・労働。都市近郊地の土地柄を活かしながら営まれている代表的な生産組織をとりあげて、その運用の実感と各個別農家の経営志向を明らかにする。こうして、全体として、すでに述べた課題に、都市近郊地農村という観点から接近するわけである。

注

(1) 「新生産調整堆進対策の堆進」岡山市・岡山市農協連絡協議会、1996年、2ページ。

(2) 「新食糧法」をめぐる評価の一端として、農政ジャーナリストの会「日本農業の動き No・112『新食糧法』とコメ流通」農林統計協会、1995年、をあげておく。

第2節、岡山市の農業と農家経営

岡山市は、旭川と吉井川が瀬戸内海に注いでひらけた岡山平野の中央部に位置する。1889（明治 22）年の市制施行以来計 11 回の市町村合併を繰り返し、1995（平成 7）年 11 月現在で、総面積 513. 26 平方キロメートル、人口 612, 110 人と、今や中国地方を代表する中核拠点都市である。同市は、中・四国における行政や経済ないし文化の中核であるばかりでなく、農業の核ともなっているのが特徴的である。1995（平成 7）年現在、総農家戸数は 13, 600 と全市町村中 1 位であり、また農業粗生産額および生産農業所得はともに全市町村中 7 位（1994 年）と、現在、同市は、中・四国地域を代表する農業中核都市でもある。

岡山市の農業といえば、白桃やマスカットなど特産品果樹の生産というイメージが先行しがちだが、現在、市の耕地面積の 9 割近くは水田であり、市農業の基幹はむしろ岡山・西大寺・興除・藤田など南部地区を中心に大規模展開されている水稲作農業であるといえる。全国の市町村と比較しても、水稲作付面積、米の粗生産額は、ともに秋田県大潟村、福島県郡山市について全国 3 位に位置しており、岡山市は西日本有数の水稲作地帯となっている。

とくに最近の岡山市の水稲作農業は、ウルグアイ・ラウンドの農業合意や食管法の廃止など米事情の激変にさらされながらも、1995（平成 7）年 2 月に策定された「岡山市農業経営基盤強化促進基本構想」に即して、その営みをさらに展開

しつつある。最近 15 年の水稲の作付面積と収穫量の変化を示した表 1 1 から、作付面積は 1992 年以降は増加に転じており、かつ収穫量もほぼ安定的に 4 万トソ前後を保ちながら、ここ数年は増加傾向にあるのがわかる。また、表 1 2 の水稲 10 アール当たりの収穫量の推移をみても、最近 15 年間のうちの 12 年次は 470 キログラムを超える収量となっており、岡山県や全国の値をほとんどの年で上回っている。

岡山市の水稲作農家は、米環境をめぐる不安定な状況の中でも、こうした水稲の収穫量の増加につながる経営努力を一貫して実践してきていると思われるが、本節では、このような水稲作農家の経営状況の変化を統計資料を用いて概観・検証し、市農業および農家の現状、そして営農志向の方向性を明らかにしてみたい。

はじめに、農用機械の普及状況であるが、主要農用機械の個人保有台数の変化を示した表 1 3 をみると、動力耕耘機・農用トラクター、動力田植機、自脱型コソパインの各台数は、1985 年まで一様に増加し、その後は横這いしないしは減少傾向にある。これは、1985 年前後に主要な農用機械の普及が終わったことを示しており、稲作の機械化体系がほぼ完成したことを表わしている。また、米麦用乾燥機の台数が 1975 年以来減少傾向にあるのは、市内に共用の大型乾燥施設が設立されたことに起因している。つまり 1974 年岡山市藤田地区にライスセンターが設置されたのを皮切りに、1989 年まで市内に 10 カ所の大規模乾燥施設が設立され、個人所有の乾燥機もそれに相応しながら数を減らしていったのである。

さらにこうした機械化の進展は、農業労働力の構成・編成にも変化をもたらしている。農業労働力編成の変化を示した表 1 4 によれば家族員数、農業専従・主従事業者数はともに減少しているものの一戸当りの人数は家族員数が 4・3 人から 4・4 人、農業専従・主従者数が 1・3 人から 1・5 人の間でそれぞれ安定的に推移している。つまり、家族構成は世帯主夫婦と後継者夫婦およびその子という直系家族が一般的で、うち経営主プラス・アルファの者が農業に従事しているということになる

また、こうした一戸当りの農業専従者数が各年度比較的安定しているのに対して、臨時的受入労働力のべ人数は不安定であり、調査年度ごとに増減を繰り返している。もっとも、主要農用機械の普及が進みつつある 1975 年から 1980 年にかけてはその数は減少し、さらに 1985 年までは臨時雇の数が減っていることなどから、機械化の進展にともなう省力化は臨時的受入労働力の削減を促す一要因となりえたことは間違いない。しかしながら、ここ数年間は、機械化と臨時労働力数との相関はさほど大きくはなく、むしろ 1990 年以降では、臨時雇の数が増加に転じそして全体として臨時的受入労働力の増加がもたらされている。表 1 4

からだけでは、にわかには判断できないが、数字の増加そのものは臨時雇を受け入れる農業部面で拡大があったことを示している。

ところで、岡山市における水稲作以外の農業部門は、近年いかなる変化を示しているであろうか。以下、主要な家畜・鶏、畑作物施設園の各部門を取り上げ、その生産動向に注目してみたい。

まず、主要家畜・鶏の飼養農家数と飼養頭調教の変化を示した表15をみると、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏のすべてで飼養戸数・飼養頭羽数がともに減少しているが、一戸当りの頭羽数についてはむしろ増加傾向にあるのがわかる。これは、畜産農家の総体的な衰退化であるとともに、畜産農家の畜産部門への特化ないし専従化の表れでもある。すなわちここ十数年来、水稲作農業のプラス・アルファとしての「複合的」畜産業ではもはや農家経営が維持できなくなり、そのために少数の畜産農家に家畜や鶏の飼養が集中するという特化傾向が生じているのである。

表16の主要畑作物の作付面積と収穫量に関しては、小麦や二条大麦はほぼ横這いである。なすとたまねぎは微減で、レタスは微増している。また、特産品のぶどうやももは、結果樹面積はともに減少し、収穫量はぶどうの減少が顕著となっている。この中ではレタスの増加が注目されるが、これは、藤田地区などにおいて水稲作のプラス・アルファとして始まったレタス生産が軌道に乗り、京阪神方面への出荷が増加し、さらにそれが近年特産品として定着したことなどが影響しているものと思われる。

また施設園芸については、表17にみられるように施設保有農家数がやや減少傾向にある中、1985年以降では花卉・花木・種苗の収穫面積の増加が目立っている。

このように、水稲作以外の農業生産は、一部作物を除いて、全体的に停滞傾向にある。すでに述べたように、畜産業では飼養農家数・飼養頭羽数が減少している。また、家畜や鶏の飼養が少数の畜産農家に集中する特化傾向が顕在化してきている。しかしながら、反面、転作・裏作作物としての麦類、さらにプラス・アルファ部門としてのレタスや施設花卉類などは近年、安定した収穫量を維持しており、農作物生産の複合化も一部では着実に進行しつつある。このため、現在の岡山市の農業生産は、①米麦作、②少数ながら畜産に特化する営農志向、③複合化（レタス花卉類など）といった3つの方向ないし志向を示しており、農家もこの3つの方向ないし志向に即する形で、それぞれが独自の経営展開をみせはじめている。

次いで農家形態の変化過程に着目し、岡山市における農家の存在形態の諸特徴を描出したいと思う。

まずは、専業別農家戸数の変化を示した表18をみてみよう。総農家数は1975年以来一貫して減りつづけ、1995年までの20年間で約30パーセント減少している。ところが、専業農家数はほぼ横這いで推移している。また第一種兼業農家数は1990年までは減少しているが、それ以降は微増に転じている。反面、第二種兼業農家は1985年までは微増傾向にあるが、それ以降は減少している。この結果によると、近年、農家戸数が減りつつある中で、専業農家がわずかながらその比率を増しているのがわかる。兼業農家については、総体的に数の減少が著しいが、最近では第一種兼業農家の増加、そして第二種兼業農家の減少が顕著である。全体として見れば、農業離脱の傾向は強く存在しており、数のうえでは、第二種兼業農家が圧倒的である。しかしながら、減少しているとはいえ、専業農家の比率の増加に注目しておきたい。不安定ながらも、専業農家の一定の存在が見られるからである。

このように兼業農家も、1990年前後より、第一種兼業農家と第二種兼業農家との比率の変化など構成・内訳上の変質を示しつつあるが、同時にこれは兼業従事者の就労形態にも微妙な影響を与えている。表19は、被傭兼業種別従事者数の変化を表わしたものであるが、この表によれば、被傭兼業農家のうち「日雇・臨時雇」の数は、1975年以来減りつづけているが、「恒常的勤務」も、1990年以降よりその数が減少に転じているのがわかる。これは一方では、農地を保有したままの安定的な通年勤務という形態が深化・定着したということである。しかし他方では、農家数の減少によって「恒常的勤務」の数が減少したということでもある。このように兼業化は深化・定着しており、その先は総農家数の減少へとつながっている。

さらに、農家戸数の変化を経営規模別に示した表20をみてみたい。この表によると、耕地面積200アール未満の農家戸数は1975年以来ほぼ一貫して減少しているが、反対に200アール以上の農家戸数は増加傾向にある。なかでも、300アール以上の農家はその数の増加が著しい。1975年から1995年の20年間で、耕地面積300アール以上の農家戸数はおよそ3.7倍に、また500アール以上ではそれが10倍にも増加している。こうした大規模農家戸数の増加、さらに中・小規模農家戸数の減少は、離農ないし兼業化の増大とともに、大規模農家による耕地受委託や耕地借入の増加に起因するものと推察される。これは、表21の借入耕地のある農家数と面積の推移過程を見ても明らかで、実際、借入田は増加の一途を辿っている。次節で詳述する「藤田雄町会」のような10ヘクタール規模の大型水稻作農家群の出現も、こうした耕地借入や受委託の普及、およびそれにとまなう受託農家率の一定の上昇の結果によるものといえるだろう。

いずれにしても、こうした統計資料によれば、近年の岡山市の農家、とくに水

表 1 1 水稻の作付面積と収穫量
(岡山市：1981—94年)

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
1981年	9,560	47,800
1982	9,400	45,300
1983	9,490	46,000
1984	9,700	48,500
1985	9,930	46,900
1986	9,740	51,100
1987	9,010	42,600
1988	8,900	47,300
1989	8,810	46,100
1990	8,670	35,800
1991	8,550	40,200
1992	8,890	47,300
1993	9,130	43,100
1994	9,720	59,000

注：『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表 1 2 水稲10a当りの収穫量の推移 (1980—94年)
(単位: kg)

	岡山市	岡山県	全国
1980年	443	392	412
1981	500	466	453
1982	482	443	458
1983	485	460	459
1984	408	323	319
1985	472	460	501
1986	525	489	508
1987	473	445	498
1988	531	496	474
1989	523	476	496
1990	413	413	509
1991	471	451	470
1992	532	494	504
1993	472	434	367
1994	607	532	544

注: 『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表 1 3 主要農用機械の個人保有台数の変化（岡山市：1975-95年）（単位：台）

		動力耕耘機・農用トラクター	動力田植機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機
1975年		15,089	1,204	3,624	13,393
1980		16,566	4,568	7,708	12,352
1985		17,892	5,745	8,503	10,757
1990		17,225	6,448	8,695	8,399
1995		16,065	6,403	8,563	6,912
増	1975-1980	1,477	3,364	4,084	△ 1,041
	1980-1985	1,326	1,177	795	△ 1,595
減	1985-1990	△ 667	703	192	△ 2,358
	1990-1995	△ 1,160	△ 45	△ 132	△ 1,487

注：『農業センサス』各年次より作成。

表 1 4 農業労働力編成の変化（岡山市：1975—95年）

（単位：人）

	家族員数 （一戸当り）	農業専従・ 主従事業者 （一戸当り）	臨時的受入労働力（のべ人数）			
			臨時雇	ゆい・手間替	手伝い	計
1975年	84,570 (4.4)	27,760 (1.5)	47,143	4,055	13,765	64,963
1980	81,571 (4.4)	24,550 (1.3)	26,899	1,258	8,276	36,433
1985	77,222 (4.4)	22,956 (1.3)	26,465	2,244	17,629	46,338
1990	66,319 (4.4)	20,732 (1.4)	17,362	910	22,293	40,565
1995	57,849 (4.3)	18,335 (1.3)	32,844	22,122		54,966
増	△ 2,999 (0.0)	△ 3,210 (△0.2)	△ 20,244	△ 2,797	△ 5,489	△ 28,530
減	△ 4,349 (0.0)	△ 1,594 (0.0)	△ 434	986	9,353	9,905
1985—1990	△ 10,903 (0.0)	△ 2,224 (0.1)	△ 9,103	△ 1,334	4,664	△ 5,773
1990—1995	△ 8,470 (△0.1)	△ 2,397 (△0.1)	15,482	△ 1,081		14,401

注：『農業センサス』各年次より作成。ただし、1995年の臨時受入労働力（のべ人数）については、販売農家のみを対象とした調査であるため、総農家を調査対象とした1990年以前の数値とは直接つながらない。

表 1 5 主要家畜・鶏飼養農家数・頭羽数 (岡山市：1981-95年) (単位：戸，頭，羽)

	乳用牛			肉用牛			豚			採卵鶏		
	戸数	頭数	一戸当り	戸数	頭数	一戸当り	戸数	頭数	一戸当り	戸数	羽数	一戸当り
1981年	273	5,130	18.8	47	900	19.1	56	5,500	98.2	228	466,000	2,043.9
1983	266	4,920	18.5	43	984	22.9	41	5,300	129.3	220	471,000	2,140.9
1985	243	4,890	20.1	31	804	25.9	34	3,840	112.9	215	475,000	2,209.3
1987	189	4,360	23.1	14	452	32.3	27	2,830	104.8	151	403,400	2,671.5
1989	170	4,710	27.7	12	723	60.3	13	2,570	197.7	131	346,500	2,645.0
1991	142	4,090	28.8	16	656	41.0	9	1,870	207.8	28	278,900	9,960.7
1993	123	3,760	30.6	15	557	37.1	5	1,450	290.0	19	304,200	16,010.5
1995	112	3,480	31.1	12	485	40.4	4	1,190	297.5	13	277,400	21,338.5

注：『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表 1 6 主要畑作物の作付面積と収穫量 (岡山市：1981-94年) (単位：ha, t)

	小 麦		二 条 大 麦		な す		レ タ ス		た ま ね ぎ		ぶ ど う		も も	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
1981年	257	864	1,310	4,610	36	2,500	60	1,400	56	1,620	510	5,570	179	1,390
1983	333	1,120	1,460	5,660	36	2,510	67	1,620	57	1,800	506	7,180	178	1,830
1985	415	1,580	1,670	7,060	32	2,070	62	1,380	58	2,010	491	5,800	166	1,290
1987	505	1,970	1,840	8,020	32	2,300	68	1,710	53	1,640	478	5,900	166	1,650
1989	542	1,810	2,010	7,720	28	2,110	84	2,110	41	1,290	458	5,580	166	1,490
1991	384	856	1,850	5,600	27	1,900	86	2,190	34	1,120	403	4,530	161	1,510
1993	486	1,700	1,630	7,610	28	1,850	93	2,020	30	1,160	342	4,350	150	1,340
1994	248	806	1,480	6,760	30	2,120	90	2,180	31	1,090	304	3,540	145	1,550

注：『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表 17 施設園芸の農家数・面積と主な作物 (岡山市：1975-95年) (単位：戸，a)

	施設の ある実 農家数	ハウス		ガラス室		主な作物の収穫面積			
		農家数	面積	農家数	面積	なす	きゅうり	いちご	花卉・花木
1975年	2,182	1,017	9,891	1,342	11,227	292	253	3,370	667
1980	2,243	1,132	13,086	1,276	11,132	1,081	293	4,107	719
						野菜類 花卉・花木・種苗類			
1985	2,169	1,129	13,541	1,193	10,939	7,500		1,085	
1990	1,725	929	13,497	966	10,156	6,229		1,319	
1995	1,546	921	12,765	831	8,817	6,000 1,614			

注：『農業センサス』各年次より作成。ただし、1990年と1995年分は、販売農家のみを対象とした調査結果であるため、総農家を調査対象とした1985年以前の数値とは直接つながらない。

表18 専業別農家戸数の変化（岡山市：1975～95年）（単位：戸）

	総農家数	専業農家	第一種兼業	第二種兼業
1975年	19,017	2,015	4,337	12,665
1980	18,503	2,234	3,362	12,907
1985	17,541	2,342	2,257	12,942
1990	15,201	2,306	1,192	11,703
1995	13,600	2,198	1,757	9,645
1975～1980	△ 514	219	△ 975	242
1980～1985	△ 962	108	△ 1,105	35
1985～1990	△ 2,340	△ 36	△ 1,065	△ 1,239
1990～1995	△ 1,601	△ 108	565	△ 2,058
増				
減				

注：『農業センサス』各年次より作成。

表19 被傭兼業種類別従事者数の変化（岡山市：1975-95年）（単位：人）

	総 数	恒常的勤務	出かせぎ	日雇・臨時雇
1975年	27,917	21,569	47	6,301
1980	27,720	23,117	55	4,548
1985	26,270	23,523	58	2,689
1990	22,896	20,862	45	1,989
1995	20,301	18,860	34	1,407
1975-1980	△ 197	1,548	8	△ 1,753
1980-1985	△ 1,450	406	3	△ 1,859
1985-1990	△ 3,374	△ 2,661	△ 13	△ 700
1990-1995	△ 2,595	△ 2,002	△ 11	△ 582
増				
減				

注：『農業センサス』各年次より作成。

表 20 経営規模別農家戸数の変化 (岡山市：1975-95年) (単位：戸)

	例外規定	30a未満	30-50	50-100	100-150	150-200	200-250	250-300	300-500	500a以上
1975年	21	4,234	3,779	6,459	3,071	1,206	278	93	50	6
1980	22	4,199	3,573	6,125	2,889	1,100	338	147	87	13
1985	14	4,196	3,379	5,600	2,708	1,035	363	124	92	30
1990	8	3,249	2,988	4,952	2,351	965	380	137	128	43
1995	34	3,052	2,632	4,388	1,978	819	362	127	145	63
増	1	△ 35	△ 206	△ 334	△ 172	△ 106	60	54	37	7
1980-1985	△ 8	△ 3	△ 194	△ 525	△ 191	△ 65	25	△ 23	5	17
減	△ 6	△ 947	△ 391	△ 648	△ 357	△ 70	17	13	36	13
1990-1995	26	△ 197	△ 356	△ 564	△ 373	△ 146	△ 18	△ 10	17	20

注：『農業センサス』各年次より作成。なお、例外規定とは、10a未満の農家（販売・自給農家を問わず）の総戸数である。

表 2 1 借入耕地のある農家数と面積 (岡山市：1975-95年)(単位：戸, ha)

	計		田		畑 (樹園地を除く)		樹園地	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
1975年	3,439	673	-	604	-	-	-	-
1980	2,573	729	2,259	677	402	29	168	23
1985	2,383	793	2,043	734	428	38	166	21
1990	2,449	1,163	2,199	1,095	324	44	182	25
1995	2,480	1,334	2,231	1,271	323	38	174	25
1975-1980	△ 866	56	-	73	-	-	-	-
1980-1985	△ 190	64	△ 216	57	26	9	△ 2	△ 2
1985-1990	66	370	156	361	△ 104	6	16	4
1990-1995	31	171	32	176	△ 1	△ 6	△ 8	0
増								
減								

注：『農業センサス』各年次より作成。ただし、複合経営農家も含まれるため、田・畑・樹園地の農家数の合計値は、「計」の値と一致しない。

稲作農家に関しては、その構成ないし営農形態の変化、すなわち①専業農家率の一定の上昇、②受託経営農家の出現（そしてそれにともなう受託地・借入地の増加）が認められる。こうした専業農家率の一定の上昇と受託経営農家の出現は、現在、持続的な水稲作農家経営のあり方を、近郊農村地域に定着させるに至っている。

米をめぐる環境が不安定な昨今、このような特定農家の専業化や大型化の進展過程のもとで、都市近郊地農民が、米麦用大型乾燥機の共同化、さらにはプラス・アルファ部門の開拓など新たな営農志向を目指すところに、岡山市農業の特徴があるといえるだろう。

注

(1) 全市町村中の順位（総農家戸数、農業粗生産額、生産農業所得、水稲作付面積、米の粗生産額）については、『平成8年度農林水産行政の概要』、岡山市、1996年4月、33－35ページ、による。

12) 「米麦等大規模乾燥施設の市内設置概要一覧表」、岡山市農林都農林水産課。

第3節 ふたたび問題の所在について

1970年代の初頭から開始された「生産調整」にともなう減反政策、さらに1995（平成7）年より施行されたいわゆる「新食糧法」による農産物の自由化、ないし規制緩和策は、今日、生産農家にとっても大きな影響を与えるにいたっている。とりわけ、稲作農家はその影響を強く受け、減反率の上昇や低迷する米価を前に、厳しい農家経営を余儀なくされている。

ここでとりあげる岡山市の干拓農村地域でも、こうしたなかで1998（平成10）年には、減反率が36・4％に達するなど、水稲専作農民をとりまく環境は悪化しつつあるというのが現状である。

そもそも岡山県岡山市は、旭川と吉井川が瀬戸内海に注いでひらけた岡山平野の中央部に位置する中国地方有数の行政、経済の拠点都市である。1889（明治22）年の市制施行以来計11回の市町付合併を繰り返し、1995（平成7）年11月現在で、総面積513・26平方キロメートル、人口612,110人と、中国地方を代表する大都市となっている。もっとも、岡山市は、こうした行政上の中核都市であるばかりでなく、農業の核ともなっているのが特徴といえる。1995（平成7）年現在、総農家戸数は13,600戸と国内全市町村中1位であり、また農業粗生産額および生産農業所得はともに全市町村中7位（1994年）と、同市は、中国・四国地域を

代表する「農業」中核都市でもあるわけである。

岡山市の農業といえば、白桃やマスカットなど特産品果樹の生産というイメージが先行しがちだが、市の耕地面積の9割近くは水田であり、市農業の基幹はむしろ西大寺・興除・藤田など南部地区を中心に大規模展開されている水稲作農業であるといえる。全国の市町村と比較しても、水稲作付面積、米の粗生産額は、ともに秋田県大潟村、福島県郡山市について全国3位に位置しており、岡山市は西日本有数の水稲作地帯となっている。

とくに最近の岡山市の水稲作農業は、ウルグアイ・ラウンドの農業合意や食管法の廃止など米事情の激変にさらされながらも、1995（平成7）年2月に策定された「岡山市農業経営基盤強化促進基本構想」に即して、その営みをさらに展開しつつある。たとえば、表にも示したとおり、市の水稲作付面積こそ、ここ数年は減少傾向にありながらも、総収穫量は、ほぼ安定的に4万トン前後を保っている。また、水稲の反別収穫量の推移をみても、90年代以降は、岡山県平均や全国平均の値をほとんどの年で上回っている。岡山市の水稲作農家は、米環境をめぐる不安定な状況の中でも、こうした水稲の収穫量の増加につながる経営努力を一貫して実践してきていると思われるのである。それでは、農業環境の悪化の下、西日本有数の穀倉地帯である岡山市の干拓地域における農民、とりわけ水稲作を中心とした農業の担い手は、どのような行動様式を示しているのだろうか。本章では、今日の厳しい環境のなかでも、この岡山市において積極的に経営規模を拡大し、専門的に稲作農業を営む農家たちの取り組みに着目する。については、結成以来10年、岡山市藤田地区で活動をつづける酒米の生産組織、「藤田雄町会」の試みを通じて、干拓地農業の現状とその問題性、さらには、大規模受託農家における家族労働力の配分ないし編成のありようを明らかにしていくものである。

第4節 「藤田雄町会」の活動と組織構成

「藤田雄町会」は、受託によって経営規模を拡大した農家の生産組織の一つであるが、その構成や活動を見ていく前に、まずは、この「藤田」という地域について触れておきたい。

現在の岡山市藤田地区は、明治期以降の児島湾干拓によって開けた平坦地である。歴史的には、1899（明治32）年から1912（明治45）年にかけて藤田組によって開墾された児島湾第二区干拓地1,230haが、現在の藤田地区内の大曲、都、錦の3集落に、また1939（昭和14）年起工後、藤田組から国営事業として農林省により工事が縦続され1955（昭和30）年竣工の第六区干拓地922haが、現在の

都六区、錦六区の 2 集落に相当する。そして、これら 5 集落はすべて隣家との間隔が広い「散居型」の集落を形成している。

明治期以降のこうした児島湾干拓地は、隣接する玉野市や児島郡灘崎町などに属する地域を含めると、計 5,474ha に達するが、現藤田地区 2,152ha は、そのうちの約 4 割を占めることになる。

こうして明治期と昭和期の 2 度にわたって開拓された現在の藤田地区であるが、当初ここは、児島郡藤田村に属し、水稻直播栽培の水稻省力技術の実用がはかられたところとして、日本の農業の中でも大きな位置を占める米麦専作地帯として名を馳せた。しかし、昭和 30 年代以降の水島工業地帯の形成、さらに 1964（昭和 39）年の岡山県南新産業都市の指定による農家労働力の流出、そして国道 30 号線の開通（昭和 36 年）などにより、岡山市街や倉敷市への通勤の便の向上とともに都市化が急速に進展した。こうしたなかで、1975（昭和 50）年 5 月、藤田村が岡山市に合併され、現在の岡山市藤田地区を形成するにいたっている。

ところで、この干拓地では、米麦を基幹作物とする農業が典型的に営まれてきた。しかし、都市化の進展の中で農家の兼業率が高まると、水稻作を基幹とする兼業農家の形成が一般化していく。こうして、近年では、余った農地を借り受け、その農地をもとに専門的に自己の農業経営を拡大させる農家群も見られるようになった。表 2 2 に示すように、藤田地区では、30ha 以上の経営耕地を有する大規模経営農家も、その比率を増しつつあるの現状であり、そしてその多くがこうして受託により経営耕地を拡大していった農家によって占められているのである。

ここで取り上げる「藤田雄町会」は、この藤田地区を中心に、こうした農地の受託によって大規模な酒米生産を展開している農家の生産組織である。都市化・混住化が進むなかで、この「藤田雄町会」は、干拓地の特性を活かした稲の作目選定の実践、そして生産組織を結成して産地形成に努めることで、今日の圧倒的な兼業化を前に、都市近郊地藤田において専門的な稲作農業経営のあり方を模索しているわけである。

1. 会の設立とその活動内容

「藤田雄町会」（以下、雄町会と略記）は、雄町（おまち）という品種の酒米を生産する農家の集まりである。会の結成は 1989（平成元）年、出発時の会員数は 4 名であった。この会のリーダーである A 氏（現会長）を中心として、以前所属していた「アサヒの会」（水稻品種アサヒを栽培する農家の集まり）の会員が 3 年ほど勉強して、「一番むずかしい」とされる雄町の栽培を 1 町の耕地で始めたのが会設立の直接の契機である。雄町は、10a 当り 420 キログラム前後と

反別収量が少なく、屑米や倒伏が多いなどの栽培技術上の問題があるが、会を通じて集团的な研究を重ね、その克服に努力してきた。その結果、会員数は、1991（平成3）年頃より増え始め、1999（平成11）年現在で、藤田地区内の農家10戸、11名となっている。当初より、独自の酒米生産組織として出発した当会ではあるが、1992（平成4）年以降は、藤田農協の組合員組織となり、「藤田農協雄町部会」として再出発している。

会の構成は、会長1名、副会長1名、会計1名となっており、総会は年に一度開催される。会費は、生産数量60キロ当たり50円で、経営規模の大小に応じて徴収している。設立当初5年間は助成金の交付を受けていたが、現在はそれもなく、原則としてこの会費によって会の運営をまかっている。主な事業活動は、①良質の雄町生産のための現地研修、②刈取り前の集まり、つまり綱目を決定したり、包装を決めたりの活動、③農閑期に酒屋に出向いて酒米の評価を聴取りする、などがある。農作業の共同化は実践しておらず、生産活動そのものは会員個々が個別に取り組んでいるが、酒米の出荷に際しては、藤田農協と経済連をとおして、全量まとめて富山県を中心とする各地の酒屋（業者）に出荷している。雄町生産の組織ではありながらも、その活動は、こうした研修・調査や綱目決定などの活動に特化しているのが特徴といえる。

2. 受託経営と農業生産

雄町会は、表22で示すとおり、藤田地区内の10戸の農家によって構成されている。どの農家も、受託によって耕地面積を拡張し、5ha以上の広大な耕地で、雄町栽培を中心とする稲作農業を展開している。つまり当会は、雄町の生産組織というかたちをとりながらも、一方では、受託によって耕地を拡大した藤田地区内有数の大規模経営農家の集まりでもあるわけである。

ここでは、これら雄町会に所属する農家を事例としてとりあげ、農家個々の経営面積の動向や農業へのかかわり方などに着目しながら、干拓地農村における大規模受託経営、および農業生産の現況を描出してみたい。

そこで、これらをまとめて示した表を見てみよう。まず会員の居住集落であるが、これは、藤田地区内の（大曲集落を除く）4集落、つまり明治期の干拓地である都（2戸）、錦（2戸）と昭和の干拓地である都六区（2戸）、錦六区（4戸）とにまんべんなく分散している。雄町会が、入植・居住集落にもとづく生産組織ではなく、雄町の生産という「目的」によって結びついた組織であることが了解される。

また、経営面積は、最小5・5haから最大60haまでにおよび、その多くが借り受けた耕地で占められている。つまり、これらの農家は、受託というかたちをと

表2-2 「藤田雄町会」会員一覧〔1999年調査時〕

番号	居住地	所有面積 (a)	受託 (a)	経営面積 (a)		転作作目	裏作作目	農業従事者		農外労働者	手伝い・オペレーター	
				集落外耕地	経営面積 (a)			基幹	補助		人数	備考
①	都	1,000〔1,000〕	5,000	→	6,000〔6,000〕	いちご、ハクサイ	ビール麦	主 (43)	父、妻	なし	10	自営業の手伝いも
②	都	500〔500〕	2,500	→	3,000〔2,000〕	いちご、ハクサイ	ビール麦	主 (53)、妻、長男、次男		なし	1~2	大学生アルバイト
③	都六区	750〔750〕	1,050	→	1,800〔1,800〕	都六区	ビール麦	主 (50)、妻		なし	3	稲刈、麦まき時
④	都六区	270〔270〕	1,730	→	2,000〔1,800〕	都六区	ビール麦	主 (63)、妻、後継者	嫁	なし	5~6	近所の人、友人
⑤	都	150〔150〕	450	→	600〔600〕		ビール麦	主 (41)、妻、父		なし	なし	
⑥	都	230〔230〕	570	→	800〔800〕	都六区	ビール麦	主 (31)、妻、母		なし	1	クロマメ生産時
⑦	都六区	500〔500〕	200	→	700〔700〕	都六区	ビール麦	主 (46)、母		なし	2	友人
⑧	都六区	450〔450〕	750	→	1,200〔1,000〕		ビール麦	主 (56)、父		妻(常勤)	5~6	
⑨	都六区	300〔300〕	250	→	550〔550〕		ビール麦	主 (59)、妻		なし	1	娘(他出)
⑩	都六区	130〔130〕	470	→	600〔400〕		ビール麦	主 (44)、妻		なし	なし	

注1:「居住地」は、雄町会会員が居住している藤田地区内の集落名をあらわす。

注2:「経営面積」は、「所有面積」+「受託」面積(一委託面積)で算出する。なお現在、経営委託・作業委託を、行っている会員はいない。

注3:表中矢印については、「→」が3年前(1996年調査時)の経営面積と変化がないことをあらわし、「↑」が3年前の経営面積より増加していることをあらわす。なお、表中の〔 〕の値は、3年前の耕地(所有・経営)面積を示すものである。

注4:「集落外耕地」は、居住集落以外に耕地を保有している場合、その集落名を示したものである。

注5:「農業従事者」の「主」は、世帯主を意味し、また()内の数値はその年齢を示すものである。

注6:「農業従事者」の「基幹」・「補助」の区別については、日常的に農業にかかわっている者を「基幹」、農繁期の一時期的のみ手伝う者を「補助」とし、筆者の判断で分類した。

りながら、耕地規模を拡張し、大規模な経営展開をはかっているのである。藤田地区は、もともと都市近郊地として兼業深化の度合が高く、そのぶん、耕地の流動化率が高い。その流動化した耕地を、受託経営というかたちで集積することは、さほど困難なことではない。また、借り受ける際の小作料が、おおよそ10a当り150キロ（1998年現在）で、全収量の30パーセントまでに達するため、実益こそそう多くはないが、会員農家としてみれば、可能なかぎり規模を拡張して何とか収益を増したいという意識がある。最近3年間（1996－1999年）で規模を縮小した農家がなく、半数に相当する5戸の農家が受託によって耕地を拡大していることも、こうした諸々の要件を各農家が勘案した結果といえるだろう。

なお、こうして借り受けた耕地は、居住集落外にまでおよぶケースが散見されるが、近年では、むしろ都市化・宅地化の影響を受けずまとまった耕地が確保しやすく、かつ水稲生産に適しているとされる「第六区干拓地」（都六区、錦六区の両集落）に集中する傾向がみられる。ここには、遠隔地や条件の悪い土地は返却し、好条件の耕地を借り受ける会員農家の「合理的な耕地選択」のありようを見ることができる。

一方、作目については、雄町がその中心を占めるが、同時にうるち米のアサヒを栽培している農家も多い。しかしこのアサヒは、1999（平成11）年現在、15,000円／60kgまで価格が下がり、採算がとれていないのが実状である。1997（平成9）年以降は、これまでの米麦二毛作、そしてすでに転作作物として導入されていたレンコン、レタス栽培に加え、いちご（施設）やハクサイ、クロマメなどの生産も試みられている。米価の下落にあわせて、藤田地区での転作作物もこのように多様化しつつあるのであるが、干拓農地特有の用水上の制約、つまり「水稲の用水期には、用水の水が自然に流入する「乗り田」方式をとっているため夏期には水田以外に使用することは殆んど不可能である」という藤田地区における用水上の制約から、その多様化もなかなか進まないのが現状である。このため、会としても、「当面は雄町生産を中心とした稲作農業経営をこれまでどおり実践していく」ということである。

もともと、2004年度に、藤田地区では旧来の「乗り田」方式からパイプライン使用による「自動」方式への切り替えが予定されており、これが実現すれば耕地の乾田化が可能となる。この切り替えにより、藤田地区でも畑作農地の拡大、さらには畑作作目の多様化が進展していくことが予測され、これら雄町会の大規模受託農家も、将来的には、営農方針にかかわる何らかの変更をせまられることになる。このため会員農家の耕地利用や作目選定のあり方については、今後もしばらくは流動化の様相を呈することになるだろう。

ついで、同表の「農業従事者」の欄に目を転じてみたい。どの農家も世帯主は、

基幹的に農業労働に溝わっている。その年齢は、63歳の1名を除けば、比較的
低く、50歳以下も6名をしめている。また世帯主が50歳以上の農家でも、その
うちの2戸については、後継者（息子）が専業で農業に従事している。つまりこ
れら会員農家は、大型農家として後継者が確保され、あるいは確保される可能性
が大きく、そのぶん、安定的な経営となっているのである。そのうえ、世帯主が
未婚の⑦と妻が農外へ出ている⑧の農家を除いて、世帯主の妻も農業にかかわっ
ており、家族成員のほとんどが農業労働に参画しているという特徴がみられる。

もちろん、広大な土地での家族労働力のみによる農業生産には、機械の大型化
や栽培技術の向上などをもってしても一定の限界があり、これら多くの農家はそ
の不足労働力分を外部労働力、つまり「手伝い」の雇用ないし活用によって補っ
ている。その人数は、おおよそ経営規模に比例するかたちで、0～10名となっ
ている。①のように規模の大きい農家の場合は「手伝い」の数も10名と多く、
また経営規模が6haと比較的小さい⑤や⑩については「手伝い」を入れていない。
他方、②のように経営規模が30haと大きくても、家族成員4名が基幹労働力と
して機能しているケースでは、「手伝い」の数も、1～2名（農繁期のみの学生
アルバイト）と少ない。

つまりここでは、家族労働力による農業経営を基本としながらも、不足が生じ
た場合には、「手伝い」を受け入れることでそれを補填するという傾向がみられ
る。しかしながら、その「手伝い」は、必要最小限の数であるうえに、「学生ア
ルバイト」、「近所の人」、「友人」、「他出した娘」など、自らの「つて」を頼っ
て受け入れた臨時労働力となっている。したがってこれは、かつての「ゆい」や
「手間替」のような相互扶助的な交換労働力さらには「部落ぐるみ」の集団栽培
にみられた「無償労働組織」というかたちのなかでの無償労働力というようなも
のではない。農家個々の経営事情にあわせて、農家が個別に「つて」を利用した
り、あるいは知り合いの紹介などにより雇い入れた臨時の雇用労働力である。会
員農家はこうして、家族労働力の不足分を最小限の「手伝い」の受け入れによっ
て補填しつつ、広大な受託経営耕地において、家族を生産単位とした農業を営ん
でいるのである。

第5節 雄町会会員の農家経営の現況

ここでは、前節の雄町会の活動および会員の営農形態の内容を前提として、会
に所属する個別農家の経営状況・営農意識を検討してみたい。事例として取り上
げるのは、雄町会の発足当初より、一貫して会の運営に中心にかかわってきた
現会長のA氏を世帯主・経営主とする農家（農家番号④）である。以下に例示

する内容は、この A 氏に対して、1999 年 3 月に行ったインタビュー調査の結果によるものである。

事例（農家番号④）

- ①対象者 : 世帯主（男）、63 歳
- ②家族構成 : 世帯主（63 歳）、妻（64 歳）、後継者（3 歳）、嫁（40 歳）、後継者の長女（13 歳）、後継者の長男（10 歳）
- ③経営状況 : 経営面積は 2, 000 アール。うち 270 アールが宅地と自作地（レンコン 120 アール、自家菜園 10 アールを含む）である。受託経営面積は 1, 730 アールであり、居住集落である錦六区以外に、都六区集落にも受託地を有する。これらは、約 30 ケ所からの利用権設定にもとづく受託地で、1996～1999 年の 3 年間に、その規模を 200 アール増加させている。作目は、酒米の雄町とうるち米のアサヒが主であり、作付比率は 7:3 の割合となっている。また、転作作物にはレンコン、裏作にはビール麦（大麦）が栽培されている。
- ④農業機械 : トラクター 5 台（42PSI 台、33PSI 台、30PSI 台、26PSI 台、22PSI 1 台）、岡植機 1 台（6 条乗用）、コンバイン 1 台（6 条刈乗用）、乾燥機 8 台（60 石 4 台、40 石 1 台、30 石 3 台）、洗浄機 1 台、堀取機 1 台
- ⑤労働力配分 : 世帯主とその妻がレンコン作、後継者である長男が米麦作をそれぞれ基幹的に担い、嫁は米麦作の補助にまわっている。家族員に農外就労者はおらず、専業で農業を営んでいる。家族員以外には、「手伝い」として、近隣に居住する女性（65 歳）1 名を 7、8 月をのぞく 10 ヶ月間、時給 700～800 円で雇い入れ、また麦刈、田植、稲刈の 1～3 ヶ月間は、長男夫婦の友人男性 3～4 名を定期的に受け入れている。これらの男性については、定まった報酬はなく、お礼として「ご飯をおごる程度」であるという。なお、家事は、そのほとんどを嫁が担当し、その他「農協等への外回り」は後継者が行っている。
- ⑥年間作業計画 : 表にも示したとおり、12 月～1 月はレンコンの収穫と出荷。2 月には麦畑の除草と整地。3 月～4 月にレンコン植えと畝の草括らし。5 月までに麦刈りを終え、6 月中

旬に田植えを行う。このころが一番多忙で、作業は「深夜 0 時までおよぶ場合もある」という。その後、10 月の稲刈りまでは、水田とレンコン畑の管理や防虫・防除、機械整備などを断続的に行う。この期間中、日曜日を完全休息日に当てられる 7 月～8 月中旬頃が農閑期となる。

1. 稲作受託経営の現状

この農家は、2, 000a の経営耕地を有するが、その 86. 5 パーセントに相当する 1, 730a は借り受けた受託耕地で占められる。つまりは、典型的な大規模受託経営農家である。もともと、先住地である水島工業地帯の形成によって、農地の代替を求めていた A 氏は、第六区の干拓事業が完了した 1961（昭和 36）年に錦六区地区に入植した。入植時の約 1. 3ha の配当耕地を徐々に拡大し、現在にいたっている。なお、ここ 3 年間でも 200a ほど規模を拡張しており、今後も「1～2 町増やすかもしれない」ということであるが、「実際に、増反のメリットがあったのは、1997（平成 9）年くらいまで」で、これからはむしろ「耕地は六区中心に切り替え、遠い場所や条件の悪い請負耕地はどんどん返していくこともしていかなければならない」という。これまでのような積極的な増反・経営規模の拡大策は、現状ではもはや困難となりつつあることを示しているといっている。

1996 年時での聞き取りで A 氏は、「自分としては拡大希望は 30 町くらいまである。近い田であればそうだ」と、1, 000a 以上の経営規模拡大を志向していた。しかし、3 年後の 1999 年、A 氏はこのように、大規模な受託耕地の拡張の困難性を指摘するにいたっている。この変化は、最近 2～3 年間での「米価の下落」と「米余り」によるところが大きいといえる。とくに、基幹作目である酒米の雄町にその傾向がみられ、これが A 氏をはじめとする雄町会会員の営農のあり方に少なからず影響を与えている。

そもそも 1995（平成 7）年当時、自主流通米コシヒカリが 24, 000 円／60 キロであるのに対して、雄町（1 等）は 30, 000 円／60 キロであった。雄町会の結成・出発時には、このような 60kg 当りの単価が高いという「旨味」があったわけである。しかし、1999（平成 11）年現在では、1 等ないし 2 等の雄町がなかなか出ず、出荷量の 80% が 3 等となっている。3 等米の価格は、25, 000 円／60kg であり、コシヒカリと大差がない。そのうえ昨年（1998 年）には、雄町は 3, 400～3, 500 俵が売れ残り、出荷先の酒屋より「2000 俵ほど減らしてほしい」という要望があったという。A 氏としては、「今のところは相場が下がってもこのままでいくつもり」であるが、当面は、「レンコンなどをつくってしのいでいくことになる」ということである。

2. 家族経営と外部労働力の補充

ところで、この農家では、世帯主である A 氏とその妻がレンコン作、後継者が米麦作を中心に取り組み、嫁がそれを補助するというかたちで農業が営まれている。2, 000a にもおよぶ広大な経営耕地ではあるが、基本的にはこれら家族成員の労働力の合理的な配分によって、農業生産活動が展開されている。つまりこの点で、この受託経営農家は、家族労働力を基幹とした経営形態をとっているといえるわけである。

しかし、この家族労働力のみでは、とりわけ農繁期の全作業労働をカバーしきれず、したがっておおよそ補助的にはあるが、女性 1 名と男性 3～4 名の「手伝い」を外部労働力として受け入れている。この女性は、近所に住む 65 の者で、農閑期にあたる 7～8 月以外の 10 ヶ月間、「ほぼ全ての作業を手伝ってもらっている」。時給は、700～800 円であるという。一方の男性は、すべてが後継者夫婦の友人であり、農繁期の 1～3 ヶ月間、「麦刈、田植、稲刈などの作業を手伝ってもらっている」。かれらへの報酬は原則として無く、「ご飯をおごる程度」であるという。つまり、同じ「手伝い」といっても、女性の方は雇用関係にもとづく「臨時の雇用労働者」ないしは「パート労働者」であり、男性の方は「友人の善意」にもとづく「ボランティア」というべきものである。「手伝い」という位置づけがなされながらも、両者は、質的には異なるわけである。4 名分の家族労働力では経営が完結せず、したがって A 氏としては、臨時の労働力を投入せざるをえないわけだが、それは、こうした恒常的な女性の「パート労働」と期間限定的な複数男性の「ボランティア」によって構成されている。長年、当地で農業に携わってきた女性高齢者をパートして雇い入れることは、干拓地農業のノウハウを体得しているぶん、日常的な作業全般を円滑に行ううえでの利点は多い。また、体力のある壮年男性を農繁期に受け入れることは、かぎられた期間で一定量の作業を集中的にこなさなければならない状況下では、効果的であるといえる。

つまり、この農家では、これら「手伝い」を、性別、体力、適性、コスト、作業内容、人間関係などをふまえて、効果的、ないしは経営合理的に選出・活用しているのであり、そのかぎりでは、ここでは、かつての大規模農家に散見された「集落内」における中下層農家の労働力の集積ないし利用とは異なったかたちで、家族外労働力の導入がはかられているといえるわけである。

3. 今後の干拓地農業と雄町会

すでに述べたように、雄町会は 1989（平成元）年に出発するが、その動機は「酒米がうるち米に対して単価が高い」ことであった。収量は 10a 当り 420kg 程

度（約7俵）で、平均収量480キログラムのうるち米よりも少ないが、それでもうるち米に比べれば有利であったわけである。「はじめからうまく行くとは思わず、5年間やっただめなら水稲（うるち米）をやろうという気持ち」で取り組んできた結果、「1997年頃までは、確かに、それがうまくいっていた」。しかし、1999年現在、酒米の雄町7割、うるち米のアサヒ3割と、作付比率こそ3年前と変わらないものの、「米価が下がり、機械の値投は上がって、採算がとれなくなってきた」という。とくに、ここ数年来の雄町の品質ならびに価格の低下が、この農家の経営に直接的な打撃を与える契機となったわけだが、当のA氏自身は、今後も「このまま米価が横這いであるかぎりには、雄町を植えていく」と、意を決している。

この背景には、A氏が雄町会の発起人であるということに加え、転作を機にはじめたレンコン生産が軌道にのりつつあるという経営事情がある。A氏宅では、基本的にA氏とその妻がレンコン作を、後継者と嫁が米麦作をそれぞれ担当するという分業制が確立している。すなわち、世代間で異なった作目を生産しているのであり、その点で、この農家は完全な水稲専作農家ではないわけである。現在では、水稲では酒米の雄町とうるち米のアサヒ、裏作のビール大麦、さらに「プラス・アルファ」にレンコンとのべ3種4品目の作物を生産する異種作目生産農家である。雄町の価格の下落によって発生する農家所得の減少こそ避けられないが、この農家では、こうした「プラス・アルファ」作物の生産に積極的に取り組むことで、そのぶん、所得の減少幅を小さくすることを可能にしているのである。こうしてA氏は、雄町の価格が低迷している期間は「とりあえず、レンコンでしのぎながら、雄町の価格の回復・上昇を待つ」という経営戦略をとっている。雄町会（計11名）の会長と農協のレンコン部会（計14名）の代表を兼任するA氏としてみれば、あえて作目を単一化することなく、平坦な干拓耕地に適しているとされる酒米雄町とレンコンを平行して生産し、収入の安定、ないしは収入減を最小限に食い止める手段を模索していきたい。と同時に、世代間で作業を分担することで、異種作目生産農家としての経営効率を増進させることをめざしていきたいという目論見がある。

5年後、第六区干拓地での給水システムが「乗り田」方式から「自動」方式に変更されるという計画が実現すれば、レンコン以外にも、さらに多くの作目の生産が可能となる。そうした干拓耕地の将来を見据えて、この農家では、早くから雄町やレンコンなどの作付を増やし、水稲（うるち米）作のみに依存しない家族農業を実践してきた。A氏としてみれば、当面は、干拓耕地という土地柄をいかした雄町とレンコンの栽培をこのまま世代間分業制の下で両立させ、「収入の減少を極力食い止め、給水システム変更後の干拓地農業の「激変」に備えたい」と

いうが、いきおい、第六区干拓地（都六区・錦六区）での経営耕地の拡大と作日の多様化という試みを、今後どのように継続ないし発展させていくかは、将来的な課題として、依然、残されているわけである。

したがって、A氏のこうした営農の方針ないし見通しについても、現実には、多分に流動的な要素が包含されており、給水システム変更後の雄町会とのかかわり方、さらには会の運営や役割のあり方についても、現時点では、同様に不確定的であるといわざるをえないだろう。

第6節、小括

そもそもこの藤田地区は、都市近郊農業地域として、兼業化率の高い地域である。今日、その兼業化のもとで、水稻作を一貫して担ってきた世代、とりわけ第六区干拓地への入植第一世代の高齢化が進行している。加えて「農業をする者は、まだ1,000人いるが、跡継ぎは10人しかいない」といわれるように、その後継者が「離農」の道を選択する農家も増え、結果として、農地が委託に出されるケースが増えつつある。

しかし、こうして委託耕地ならびに委託農家が増加していく反面、それを請け負う受託農家の絶対数は少なく、その少ない受託農家、たとえば雄町会などに「小作地」としてこれらの耕地が集まることになる。1975～95年の藤田地区における受託農家の数と面積の変化を示した表を見ても、過去20年間では、農家戸数の増加に比べ、受託面積の増加の方がより著しい伸びを示しているのがわかる。つまり、前述のA氏にいわせれば、「請け負う人が増えるわけではない。ただ反別が増えるだけである」ということになる。

ではなぜ、この地で受託経営農家は少数なのか。それは何よりも、「割にあわない」ということに起因している。小作料は、1998（平成10）年現在で10a当り150kg。当地域での水稻（うるち米）の平均収量は、10a当りおよそ480キロ（約8俵）であるから、「小作料が約30%と高く、割にあわない」ということである。したがって、藤田地区全体としてみれば、受託をしてまで経営耕地を拡大する農家は少なく、近年ではむしろ、高齢化による離農や兼業化の進展過程で発生した優良耕地が大量に余っているのが現状である。この剰余分の耕地が、雄町会会員農家のような少数の受託経営農家へと集積されていくわけである。

ところで、この雄町会は、藤田地区における酒米雄町の生産組織であると同時に、当該地域における大規模な受託経営農家の集まりでもある。しかも、その会員農家のほとんどが家族労働力を農業労働において「完全燃焼」することによって成り立つ「家族経営体」である。また当会は、農協の一生産部会でもあり、経

営規模に応じた会費の徴収を行っているが、生産労働にかかわる共同作業はほとんど行っておらず、その活動内容は、研修・調査や綱目決定などに特化している。したがって、会としての拘束力は弱く、会のために自家の生産活動を犠牲にすることもない。その意味では、「個別農家の農家経営を維持するための補完組織」であるといえるわけである。また、労働力の不足分は、「作業の共同化」によって補うのではなく、各農家が必要分の「手伝い」を個別の「つて」をたよって雇わないし利用することによって補填している。つまり、家族労働力を「完全燃焼」してもまだ足りない分を、農家個々の経営事情にあわせて、「アルバイト」や「ボランティア」などの家族外労働力として導入し、補っているわけである。

このように雄町会は、酒米の生産組織として機能しながらも、干拓地における「農業による家族労働力の完全燃焼」を希望する農家の集まりという側面をも有している。雄町会会員農家は、どの農家も家族労働力の範疇で耕作可能な農地を借り安け、経営規模を拡張していく。それは、いうまでもなく、収益の増大ないし安定をめざした結果である。しかしながら、その目的は、「際限なき利潤の追求」にあるのではなく、むしろ、農家経営の維持、つまりは家族成員の生活を農業という営みによって保障・維持していこうとすることにあるといつてよい。農家個々の事情により「手伝い」などの臨時労働力の導入こそはかりながらも、基本的には「農業による家族労働力の完全燃焼」によって家族成員の生活保障を実践する。この手投として、受託による耕地規模の拡大があり、また作目の多様化があるわけである。

藤田地区の入植農家が干拓地における「農業による家族労働力の完全燃焼」を模索する過程で生まれた雄町会は、これまで、酒米雄町の生産という試みを通じて、会員同士の交流・情報交換、さらには世代や集落をこえた「仲間意識」の醸成・形成をはかってきた。さらに、「会員農家の経営維持にとってメリットがあるから」と、受託による耕地規模の拡大やレンコンやレタスなど転作作物の導入も積極的にすすめてきた。また今日、会員農家のなかには、第六区干拓地の給水システムの変更をふまえ、いちごやクロマメなど新しい作目に挑戦する農家もあらわれている。こうして会員農家は、個別にさまざまな営農形態をとり、多彩な生産活動を展開してきたわけだが、これも「農業による家族労働力の完全燃焼」によって家族成員の生活を保障するための彼らの試行錯誤の結果である。もちろん、雄町会の会員でいることも、個別農家の経営に有利だからであり、雄町会の活動そのものを成り立たせるためのものではない。雄町会には、かつて国内農村で見られたような「部落ぐるみ」の水稻集団栽培のような拘束力はなく、それはむしろ、集落や世代をこえて、そして干拓地における大規模受託経営農家の「家族経営」を補完ないし支援するかたちで、ゆるやかに存立しているのである。他

所からの入植者会員同士によるこうしたゆるやかな連携、すなわち組織としての「柔軟性」をそなえ、個別家族を単位とする生産活動を実践しているからこそ、米価や米質の低下、減反率の上昇といった厳しい状況の下でも、今日、会はその存在意味を失わずにいるわけである。酒米の生産組織でありながら、受託経営農家のゆるやかな連携というかたちをとる雄町会は、これらの点において、干拓地における生産組織としての固有性・独自性を獲得していると思われるのである。

注

(1) 全市町村中の順位（総農家戸数、農業粗生産額、農業生産所得、水稻作付面積、米の粗生産額）は、『平成8年度農林水産行政の概要』岡山市、1996年、33 - 35頁、による。

(2) 藤田地区では、レンコンやレタス、さらにタマネギやナスの生産も試みられている。藤田農協内にも「レンコン部会」（14名）、「レタス部会」（41名）、「タマネギ部会」（30名）、「ナス部会」（23名）などの組合員組織があり、農協としても、一方では、米麦にたよらない営農をすすめている。（『平成8年度通常総代会資料』岡山藤田農業協同組合、1996年）なお、上記「レンコン部会」および「レタス部会」の活動内容については、秋葉節夫・石阪督規「都市近郊地農民の労働と生活—岡山県岡山市藤田地区の事例—」広島大学総合科学部『社会文化研究』第22巻、1996年、20 - 25頁、を参照されたい。

(3) 前野耕一・三宅一郎「児島湾干拓地における農業経営形態の調査」岡山県立興陽高等学校帽業研究部報』第11号、1979年、2頁。

(4) 農家番号①の農家は、家族農業を基本としながらも、組織のうえでは、煎餅や味噌の製造といった農産物加工業を営む「法人（有限会社）」として営農活動を展開している。表で示した「農業従事者」および「手伝い・オペレーター」については、実際に農業労働に携わっている者のみに限定し、常備社員などはその数から除外してある。留意されたい。

(5) 細谷昂によれば、山形県庄内地方では、1960年代以降、「高度成長」の開始とともに年雇労働力の流出がはじまり、農村では「労働力不足」が深刻化していく。その不足分を補填するために、大規模経営農家は、農村内の「不完全燃焼の労働力」を「ゆい・手間替え」や「共同田植」など、いわゆる「水稻集団栽培」の実践によって「燃焼」させるようになったという。つまり、農村の急速な労働力不足への対策として、「部落のためなら多少安くとも」という「無償労働」が形成され、それが集団栽培といった「無償労働組織」を発生させるにいたったわけである。庄内では、1971 - 74年にかけてこの集団栽培は解体していき、「その歴史的使命をはたし終え」ることになったというが（細谷昂・小林一穂・秋葉節

夫・中島信博・伊藤勇「農民生活における個と集団」御茶の水書房、1993年、116 - 121頁）、今日の藤田地区でも、もちろん、このような「無償労働組織」は存在せず、大規模経営農家の家族外労働力は、集落や生産組織とは無関係に、個別に導入されている。

(6) 小林一穂「稲作生産組織と営農志向」多賀出版、1999年、26頁。

(7) もちろん、この地域には、入植農民同士による農作業の共同化が実施されることが少なく、また、集落内の「不完全燃焼の労働力」も早々に農外へと流出していったという都市近郊の干拓地特有の事情がある。このため、過去にこうした「部落ぐるみ」の集団栽培が地区内に形成されたケースは、相対的に見れば、少数であることはいうまでもない。